

# 点検評価ポートフォリオ 名寄市立大学

2025 年 5 月



## はじめに

名寄市立大学は1960年に、「道北の地に大学教育を」という名寄市をはじめとする近郊の地域の方々の情熱と献身によって「名寄女子短期大学」として誕生した。開学当時は、社会的にも経済的にも厳しい地域情勢の時代にあり、その後も日本の社会が経済成長からバブル期を経て不況に至る厳しい時期となる中であっても、地域のニーズに応え、2006年に栄養学科、看護学科、社会福祉学科で構成する保健福祉学部として4年制大学を開設し、2016年には短期大学部児童学科を大学の社会保育学科へと転換し、4学科を基盤に新たな歩みを刻んでいる。

この間、大学完成年後の2011年に大学基準協会の認証評価を受け、2012年3月に「大学基準に適合している」と認定をいただいた。その後2018年度の大学基準協会の認証評価においても「大学基準に適合」と認定されたが、編入学に係る是正勧告や学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）の学修成果の把握の取り組み、また教員の研究時間の確保などの改善課題が指摘された。そして、これらの教育や研究に関する課題を解決し改善・向上を図るために、本学の内部質保証システムを見直し、改善することを通じて課題解決を図るよう助言をいただいた。本学は2017年に「名寄市立大学の将来構想（ビジョン2026）」を策定し、計画的な大学運営に取り組んでおり、2018年度認証評価で指摘された事項もふまえ、その後の中期、後期計画の実施・検証を行うとともに、内部質保証体制を見直し学内運営の改革・改善・向上に努めている。

本学は、「ひと」の生を肯定し、それを支援する高い倫理性を有した専門職集団を育成する教育機関として、そしてまた保健・医療・福祉の連携と協働を学ぶことができる「ケアの総合大学」

として、広大な北海道の北辺の地域社会にいきづく「小さくてもきらりと光り続ける大学」を目指している。

本学の大きな特徴には、各学科の一学年の定員が50人前後という少人数体制であることがあげられる。学生同士はもとより、学生と教職員との関係も身近であり、日常的なコミュニケーションもとりやすい環境にある。また本学が当初から取り組んでいる各学科の横断教育と連携教育は、4学科共通の学びの基本である多様でかけがえのない「ひと」への支援（ヒューマンサービス）についての理解を深め、様々な課題研究や地域の中で取り組む実践にも力を注ぎ、一人ひとりの自己実現力向上に向けた機会となり、実績を培っている。

2025年度の機関別認証評価機関の受審は、本学の教育理念と目標に基づいた教育の質が確保されているか、それを基盤とした専門職養成が適切に取り組まれているかを検証する機会である。そしてまた、この度の受審は、本学を取り巻く厳しい情勢の中であって、地域に根ざした「ケアの未来をひらく」専門職養成大学として、さらに輝き続ける発展の糧を得る好機として臨みたい。

学長 家村 昭矩



## 目次

大学の概要	2
大学の目的	5
<b>I 「基準1 法令適合性の保証」に関する点検評価資料</b>	<b>7</b>
イ 教育研究上の基本となる組織に関する事（①大学）	8
（②大学院）	10
ロ 教育研究実施組織に関する事（①大学）	12
（②大学院）	14
ハ 教育課程に関する事（①大学）	16
（②大学院）	18
ニ 施設及び設備に関する事	20
ホ 大学運営に必要な業務を行う組織及び厚生補導等に関する事	22
ヘ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関する事	24
ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関する事	26
チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関する事	28
リ 財務に関する事	30
ヌ 教育研究活動推進のための環境整備等に関する事	32
<b>II 「基準2 教育研究の水準の向上」に関する点検評価資料</b>	<b>35</b>
取組み1 「新たな内部質保証の方針策定と内部質保証体制の見直し」	37
取組み2 「3つのポリシーの見直し」	38
取組み3 「学修成果の評価方針の策定」【学修成果】	39
取組み4 「学修成果と学修時間を保証する総合的取り組み—現状と課題の共有」	40
取組み5 「研究成果創出支援プロジェクトの設置」【研究環境整備】	41
<b>III 「基準3 特色ある教育研究の進展」に関する点検評価資料</b>	<b>43</b>
取組み1 「4学科混成少人数ゼミナールによる初年次教育：基礎演習」	45
取組み2 「専門性を越えた連携と協働：連携教育」	46
取組み3 「地域をフィールドとした教育研究と人材育成：コミュニティーケア教育研究センター」	47
取組み4 「援農有償ボランティア事業による食農教育と地域理解」	48
取組み5 「教育研究活動を支える教職協働に向けたFD・SD研修」	49
認証評価共通基礎データ	51

## 大学の概要

### (1) 大学名

名寄市立大学 Nayoro City University

設置形態 公立大学

設置者 名寄市

### (2) 所在地

〒096-8641 北海道名寄市西4条北8丁目1番地

### (3) 学部等の構成

保健福祉学部 Faculty of Health and Welfare Science

栄養学科 Department of Nutritional Sciences

看護学科 Department of Nursing

社会福祉学科 Department of Social Welfare

社会保育学科 Department of Early Childhood Care and Education

教養教育部 General Education Section

名寄市立大学図書館

名寄市立大学コミュニティケア教育研究センター

### (4) 学生数及び教職員数 (2025年5月1日現在)

学生 777名

栄養学科 171名 看護学科 226名 社会福祉学科 203名 社会保育学科 177名

教員 81名

学長 1名 教養教育部 8名

栄養学科 19名 看護学科 22名 社会福祉学科 16名 社会保育学科 15名

職員 47名

うち会計年度職員 24名

### (5) 理念と特徴

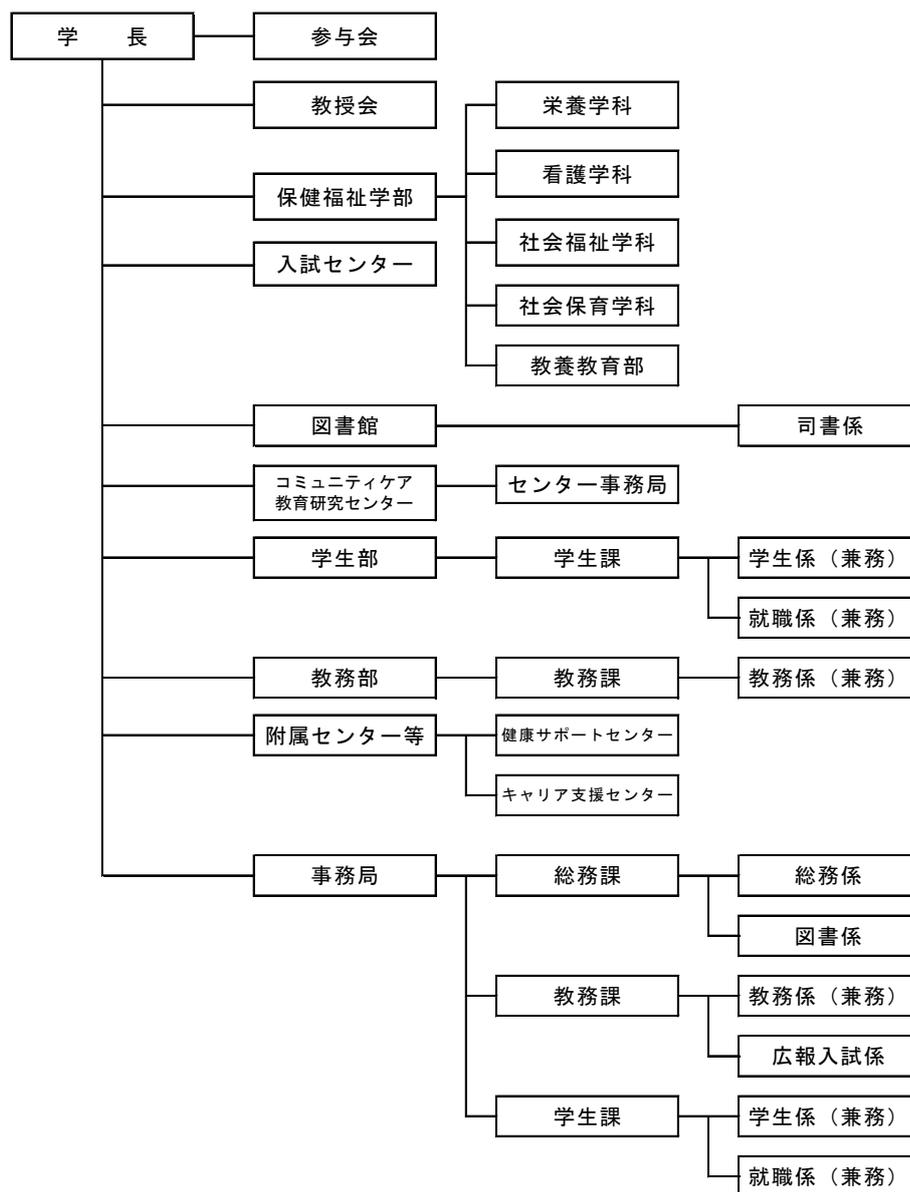
名寄市立大学は「道北の地に大学教育を」という地域の願いにより1960年に名寄市が設置した名寄女子短期大学を前身とする。当時、女性の高等教育が道央圏に限られていたなかで、道北地域で高等教育を受ける機会の確保、地域住民の衣食住の諸問題への対処、学術的・文化的拠点としての期待がこめられていた。以来、寒冷、過疎化や高齢化という道北地域の実情に沿い、職業や実生活に必要な能力を涵養する教育を実践、2006年四年制大学への発展的改組後においても、高い実践能力を有する保健・医療・福祉及び保育、教育の分野に従事するケア専門職を育成し、卒業生は名寄女子短期大学から数えて約9,700名にのぼる。輩出した卒業生の多くは、道内においてケア専門職として活躍している。人口減少、人口構造の変化、地域経済の衰退が進むなかにあっても、地域住民に支えられ、小規模ながらも地

域に密着した教育研究活動を継続してきた「小さくてもきらりと光る大学」である。

(6) 大学組織図

学校教育法(昭和22年法律第26号)第96条及び学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)に則し、「名寄市立大学条例」(平成18年名寄市条例第83号)第5条の規定に基づき、本学の組織について必要な事項を「名寄市立大学の組織及び管理に関する規則」に定めている。

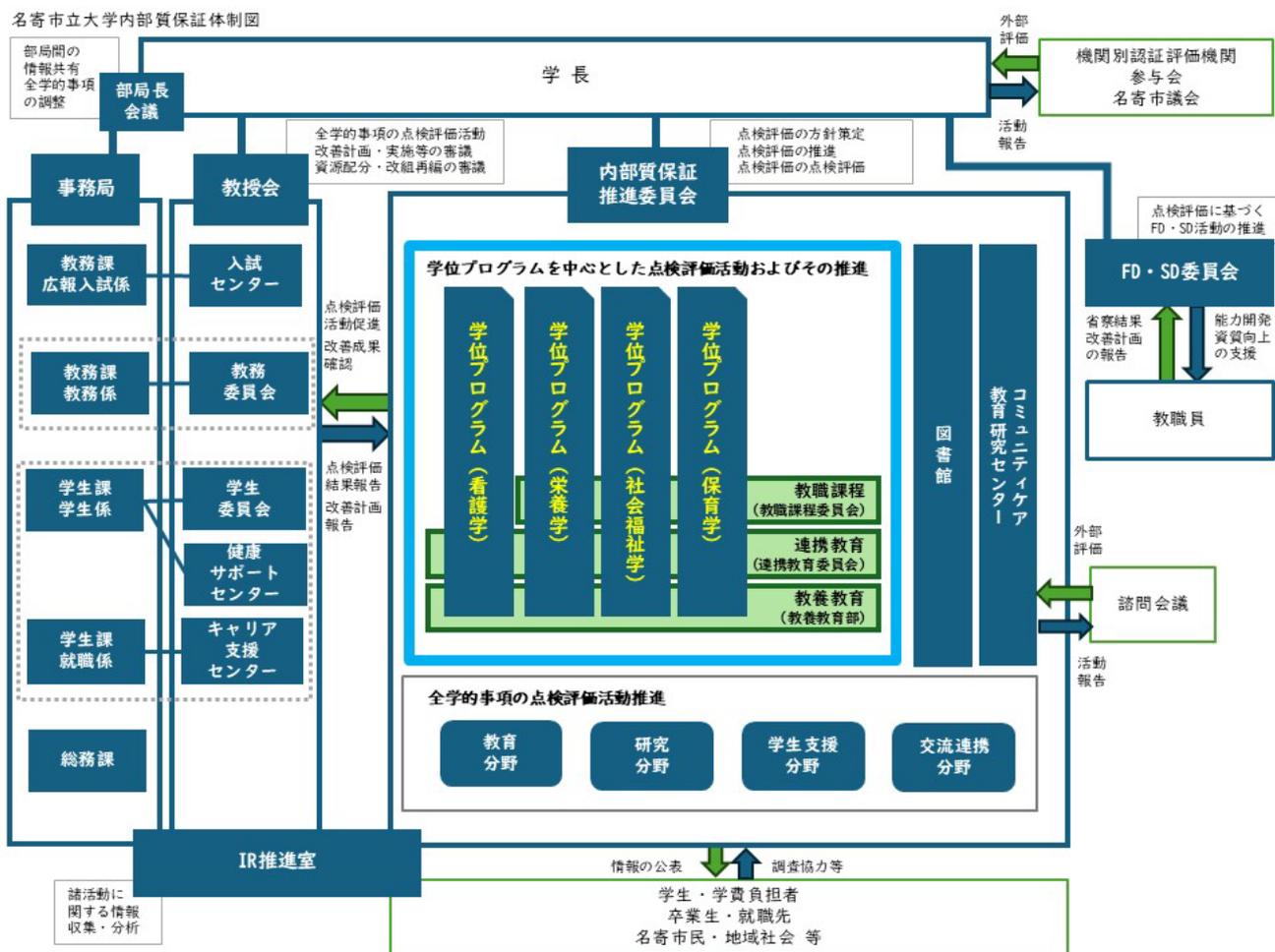
名寄市立大学組織図



(7) 内部質保証体制図

学校教育法（昭和22年法律第26号）第109条第1項及び名寄市立大学学則第2条の規定に基づく、名寄市立大学における自己点検・評価に関する事項の審議、名寄市立大学の将来構想の検証等、全学的な内部質保証を推進する組織として内部質保証推進委員会を置いている。本学の教育、研究、学生支援、教育研究環境等整備、管理運営等の状況について、自ら点検・評価を行い、その結果を公表するとともに、学校教育法第109条第2項に定める認証評価機関の評価に係ることを審議する。「名寄市立大学の将来構想（ビジョン2026）」（以下、将来構想（ビジョン2026））に定められた実施計画について、教授会を通して各部局及び学内委員会等の点検・評価活動を促進し、改善の成果を確認、実施状況を評価、次年度以降の改善計画を立案、実施している。前中後期の節目となる年度においては、各期の実施状況を評価し、次期の実施計画を立案している。内部評価の他、第三者評価として機関別認証評価機関の大学評価を定められた期間に受審するとともに、外部評価機関として参与会を置き、年2回開催している。

2018年度に受審した公益財団法人大学基準協会による大学評価において、内部質保証体制の不明確さが指摘されたことを契機に見直しを図り、内部質保証推進委員会、教授会、部局長会議の位置づけを明確化し、以下の図のとおり改善を図った。



## 大学の目的

学則第1条においては、本学の目的を以下のとおり定めている。

名寄市立大学は、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、一般教養を深め、栄養学、看護学、社会福祉学及び社会保育学に関する高度の知識・技術を教授・研究するとともに、総合的な判断力を備えた人間性豊かな職業人を育成し、もって地域社会の保健医療の向上と福祉の増進に寄与することを目的とする。

これをわかりやすい内容、表現とし、広く社会に公表するため、大学の理念、目的、教育の目標について以下のとおり定めている。

### 【大学の理念】

名寄市立大学は、ケアの未来をひらき、小さくてもきらりと光る大学を目指す。

### 【大学の目的】

- 1 名寄市立大学は、高度な知識と技術及び高い倫理性を有し、保健・医療・福祉の連携と協働を支えうる専門職を育成する。
- 2 名寄市立大学は、地域が抱える種々の課題について研究し、それらを解決することによって新しい未来をひらく。

### 【教育の目標】

- 1 多様でかけがえのない存在である「ひと」への理解を深めるとともに、自らの人間性と能力を高める力を育む。
- 2 専門領域の知識や技術を高めるとともに、自らが課題を発見し、課題解決に主体的に取り組む力を育む。
- 3 関連する諸領域を幅広く理解し、支援サービスの連携・協働においてパートナーシップを発揮できる力を育む。
- 4 幅広い理解力・判断力を養う教養や社会問題への関心を持ち続ける心を育む。
- 5 地域社会はもとより、人類が抱える諸問題と異文化にも関心を持ち、広く世界の中で自己の存在を位置づけ行動する意欲を育む。



## I 「基準 1 法令適合性の保証」に関する点検評価資料

# イ 教育研究上の基本となる組織に関すること (①大学)

## (1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1 理念 (公式 HP 「<a href="#">大学の理念・目的・教育目標</a>」)</p> <p>本学は、昭和 35 年に名寄市が名寄女子短期大学として設置して以来、発展的改組を経ながら、保健・医療・福祉及び保育、教育の分野に従事するケア専門職を育成しており、小規模大学ながらも地域に密着した教育研究活動を継続している。地域住民の高等教育に対する期待に支えられ、日本最北に立地する公立大学として「ケアの未来をひらき、小さくてもきらりと光る大学」を理念としている。</p> <p>2 目的 (公式 HP 「<a href="#">大学の理念・目的・教育目標</a>」)</p> <p>教育基本法 (平成 18 年法律第 120 号) 及び学校教育法 (昭和 22 年法律第 26 号) に基づき、一般教養を深め、栄養学、看護学、社会福祉学及び保育学に関する知識・技術を教授・研究するとともに、総合的な判断力を備えた人間性豊かな職業人を育成し、地域社会の保健・医療の向上と福祉の増進に寄与することを目的としている。</p> <p>3 学部の組織 (公式 HP 「<a href="#">学部・学科</a>」)</p> <p>本学の理念・目的を実現するため、保健福祉学部に栄養学科・看護学科・社会福祉学科・社会保育学科の 4 学科及び 4 学科共通の教養教育を担う教養教育部を置く。</p> <p>1) 栄養学科</p> <p>栄養学科は、多様な場面で地域住民の健康で豊かな暮らしの実現に寄与できる管理栄養士の養成を目的とする。多様な視点から「食」を通じた健康保持・増進を担い、幅広い視野を持ち、「食」を通じて健康増進に寄与できる知識と技能の涵養を目指している。栄養学の専門性を活かした教員養成のために教職課程を置いている。</p> <p>2) 看護学科</p> <p>ケア対象者のニーズの主体的・自律的な把握、科学的根拠に基づく実践的判断、関係する職種との連携・協働等により質の高い看護を実践できる人材の養成を目的とする。住民とのパートナーシップに基づき、地域におけるケアシステムの構築に参画する能力の涵養を目指している。看護職の人材確保に貢献すべく、看護師の他、保健師 (選択制 15 名)、助産師 (選択制 4 名) の養成課程を置いている。</p> <p>3) 社会福祉学科</p> <p>「一人ひとりが安心して暮らせるまちづくり」とそのための総合的な地域包括的ケアシステムの構築・展開に取</p>	<p>り組む社会福祉職の養成を目的とする。社会福祉の理論に基づく高い専門性と実践能力の涵養を目指している。社会福祉学の専門性を活かした教員養成のために教職課程を置いている。</p> <p>4) 社会保育学科</p> <p>現代社会の課題とその対応への要請に応え、子どもの発達を保証する専門性と広い社会的視点を身につけた保育者の養成を目的とする。子どもをとりまく社会や環境を広く見据えた保育のあり方を探究し、課題解決に向けて積極的・自発的に学ぶ姿勢の涵養を目指している。保育学の専門性を活かした教員養成のために教職課程を置いている。</p> <p>5) 教養教育部</p> <p>各学科で学ぶための基礎的な知識や技術を修得するだけでなく、多面的理解や総合的な洞察力・判断力の基盤となる広く豊かな世界観を有する人格・姿勢を持った人間を育成することを目的とする。基本的なリテラシー、他者とのコミュニケーションを円滑に図ることができる豊かな人間性、現代社会の仕組みと諸問題の多面的理解、複眼的視点に立った思考、地域に対する関心や地域から学ぶ姿勢、知的関心を広げ、自己学習をする素養の涵養を目指している。</p> <p>4 収容定員 (公式 HP 「<a href="#">学生に関する情報</a>」)</p> <p>4 学科の収容定員は、<a href="#">学則</a>に定めており、栄養学科は 1 学年 40 人 (160 人/4 学年)、その他の学科は 1 学年 50 人 (200 人/4 学年) である。各学科定員の半数は学校推薦型により選抜、一般選抜 (前期/後期) では、過去の入学動向から、学科長等会議で素案を作成、入試センター会議、教授会の議を経て合格者を確定している。保健福祉学部の 2025 年度入学者は 201 名、定員充足率は 1.06 であった。教員 1 人あたりの学生数 (2025 年 5 月 1 日現在) は、栄養学科 8.9、看護学科 10.9、社会福祉学科 12.6、社会保育学科 11.6 である。教員組織、施設・設備の規模を鑑みて、学部の学生数は適切であり、学部における定員超過、未充足はない。</p> <p>5 学部及び学科の名称 (公式 HP 「<a href="#">学部・学科</a>」)</p> <p>学部及び学科の名称は、本学の理念・目的、教育の目標及び各学位プログラムの教育課程を端的に表現しており適切である。</p>
自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容をふまえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	特記すべき優れた点はなかった。
改善を要する点	特記すべき改善を要する点はなかった。

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料（リンク）
	<b>教育基本法</b>	
①	<b>第七条（大学）</b> 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。 2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。	<a href="#">学則</a> 第1条（目的） 公式HP <a href="#">大学の理念・目的・教育目標</a> 履修GUIDE 大学の理念と教育目標
	<b>学校教育法</b>	
②	<b>第八十三条</b> 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。 ② 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。	<a href="#">学則</a> 第1条（目的） 公式HP <a href="#">大学の理念・目的・教育目標</a> 履修GUIDE 大学の理念と教育目標
	<b>大学設置基準</b>	
③	<b>第二条（教育研究上の目的）</b> 大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。	<a href="#">学則</a> 第1条（目的）
④	<b>第三条（学部）</b> 学部は、専攻により教育研究の必要に応じ組織されるものであって、教育研究上適当な規模内容を有し、教育研究実施組織、教員数その他が学部として適当であると認められるものとする。	<a href="#">学則</a> 第3条（学部・学科・定員等） 公式HP <a href="#">学部・学科</a> <a href="#">学生に関する情報</a>
⑤	<b>第四条（学科）</b> 学部には、専攻により学科を設ける。 2 前項の学科は、それぞれの専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えたものとする。	<a href="#">学則</a> 第3条（学部・学科・定員等） 公式HP <a href="#">学部・学科</a> <a href="#">学生に関する情報</a>
⑥	<b>第五条（課程）</b> 学部の教育上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められる場合には、学科に代えて学生の履修上の区分に応じて組織される課程を設けることができる。	該当なし
⑦	<b>第十八条</b> 収容定員は、学科又は課程を単位とし、学部ごとに学則で定めるものとする。この場合において、第二十六条の規定による昼夜開講制を実施するときはこれに係る収容定員を、第五十八条の規定により外国に学部、学科その他の組織を設けるときはこれに係る収容定員を、編入学定員を設けるときは入学定員及び編入学定員を、それぞれ明示するものとする。 2 収容定員は、教育研究実施組織、校地、校舎等の施設、設備その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して定めるものとする。 3 大学は、教育にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。 <b>※ 入学定員の超過率については、平成十五年文部科学省告示第四十五号、平成二十七年文部科学省告示第百五十四号を参考とすること</b>	<a href="#">学則</a> 第3条（学部・学科・定員等） 公式HP <a href="#">学部・学科</a> <a href="#">学生に関する情報</a>
⑧	<b>第四十条の四（大学等の名称）</b> 大学、学部及び学科（以下「大学等」という。）の名称は、大学等として適当であるとともに、当該大学等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。	<a href="#">名寄市立大学条例</a> <a href="#">第1条（設置）</a> <a href="#">第2条（学部及び学科）</a> <a href="#">学則</a> 第3条（学部・学科・定員等） 公式HP <a href="#">学部・学科</a>

## イ 教育研究上の基本となる組織に関すること (②大学院)

### (1) 自己点検・評価の実施状況

該当なし	
自己評価結果	
優れた点	
改善を要する点	

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法	
①	<p><b>第九十九条</b>            大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。            ② 大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。</p>	該当なし
	大学院設置基準	
②	<p><b>第一条の二（教育研究上の目的）</b>            大学院は、研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。</p>	該当なし
③	<p><b>第二条（大学院の課程）</b>            大学院における課程は、修士課程、博士課程及び専門職学位課程（学校教育法第九十九条第二項の専門職大学院の課程をいう。以下同じ。）とする。            2 大学院には、修士課程、博士課程及び専門職学位課程のうち二以上を併せ置き、又はそのいずれかを置くものとする。</p>	該当なし
④	<p><b>第三条（修士課程）</b>            修士課程は、広い視野に立つて精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。            2 修士課程の標準修業年限は、二年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、二年を超えるものとする。ことができる。            3 前項の規定にかかわらず、修士課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であつて、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を一年以上二年未満の期間とすることができる。</p>	該当なし
⑤	<p><b>第四条（博士課程）</b>            博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。            2 博士課程の標準修業年限は、五年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、五年を超えるものとする。ことができる。            3 博士課程は、これを前期二年及び後期三年の課程に区分し、又はこの区分を設けないものとする。ただし、博士課程を前期及び後期の課程に区分する場合において、教育研究上の必要があると認められるときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、前期の課程については二年を、後期の課程については三年を超えるものとする。ことができる。            4 前期二年及び後期三年の課程に区分する博士課程においては、その前期二年の課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。前項ただし書の規定により二年を超えるものとした前期の課程についても、同様とする。            5 第二項及び第三項の規定にかかわらず、教育研究上必要がある場合においては、第三項に規定する後期三年の課程のみの博士課程を置くことができる。この場合において、当該課程の標準修業年限は、三年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、三年を超えるものとする。ことができる。</p>	該当なし
⑥	<p><b>第五条（研究科）</b>            研究科は、専門分野に応じて、教育研究上の目的から組織されるものであつて、専攻の種類及び数、教育研究実施組織、教員数その他が大学院の基本となる組織として適当な規模内容を有すると認められるものとする。</p>	該当なし
⑦	<p><b>第六条（専攻）</b>            研究科には、それぞれの専攻分野の教育研究を行うため、数個の専攻を置くことを常例とする。ただし、教育研究上適当と認められる場合には、一個の専攻のみを置くことができる。            2 前期及び後期の課程に区分する博士課程においては、教育研究上適当と認められる場合には、前期の課程と後期の課程で異なる専攻を置くことができるものとする。</p>	該当なし
⑧	<p><b>第十条（収容定員）</b>            収容定員は、教育研究実施組織及び施設設備その他の教育研究上の諸条件を総合的に考慮し、課程の区分に応じ専攻を単位として研究科ごとに定めるものとする。            2 前項の場合において、第四十五条の規定により外国に研究科、専攻その他の組織を設けるときは、これに係る収容定員を明示するものとする。            3 大学院は、教育研究にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。</p>	該当なし
⑨	<p><b>第二十二條の四（研究科等の名称）</b>            研究科及び専攻（以下「研究科等」という。）の名称は、研究科等として適当であるとともに、当該研究科等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。</p>	該当なし

## ロ 教育研究実施組織に関すること (①大学)

### (1) 自己点検・評価の実施状況

#### 1 教授会

「学校教育法」(昭和22年法律第26号)第93条第1項及び学則(平成18年名寄市規則第100号)第18条に基づき、教授会を置く。「[教授会規程](#)」において、教授会は学長、教授、准教授、講師、助教及び助手をもって組織し、学長の決定に対して、意見を述べることと定めている。

#### 2 教育研究組織

学校教育法(昭和22年法律第26号)第92条及び大学設置基準第13条～第17条に基づき、教育課程の種類及び規模に応じ、適切な資格を有する教員を配置している。また、各学科で養成する資格等に求められる教育内容及び施設・設備、教員配置等を定めた指定規則を遵守している。臨地実習、現場実習の実習指導に必要な教員数及び実習指導者も確保されている。2017年に「[名寄市立大学教員編制方針](#)」を定め、各学科の入学定員及び学位の種類・分野に応じ、教育課程に則した教員の配置を行っている。教員構成は下表のとおりである(2025年5月1日現在)。大学設置基準の他、各学科で養成する資格/免許等に求められる教員配置を定めた指定規則等の基準数に比して教員数の不足はない。

表 ロ-1 各学科教員数(職階別)

区 分	教授	准教授	講師	助教	助手	計	
保健福祉学部	栄養学科	8	3	2	4	2	19
	看護学科	6	1	5	7	3	22
	社会福祉学科	4	5	5	2	0	16
	社会保育学科	5	5	5	0	0	15
	教養教育部	5	2	1	0	0	8
計	28	16	18	13	5	80	

表 ロ-2 各学科教員数(年齢別)

区 分	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	計	
保健福祉学部	栄養学科	1	2	6	4	6	19
	看護学科	0	4	3	8	7	22
	社会福祉学科	0	3	6	3	4	16
	社会保育学科	0	4	4	6	1	15
	教養教育部	0	1	2	2	3	8
計	1	14	21	23	21	80	

学部として職階別教員数、年齢別教員数に著しい偏りはなく、教育研究組織は適切に構成されている。

#### 3 教員の選考(採用・昇任)

「[名寄市立大学教員選考規程](#)」に基づき、採用及び昇任に係る教員選考を行っている。各学科会議で選考条件等を確認し、学科長より学長に教員選考の上申を行う。学長は、教授会において教員選考の開始について諮り、教授会構成員による選挙によって当該の教員選考に係る教員選考委員会を設置する。選考基準については「[名寄市立大学教員の採用及び昇任の選考基準に関する規程](#)」に定め、第2条において選考の基準を「本学教員の採用及び昇任の選考は、大学の基本理念と教育目標並びに大学運営に対する当該者の理解と尊重を確認し、学歴、職歴、研究活動、教育活動、大学運営活動、学会活動、社会における活動等を総合的に判定して行う」としている。教員選考は公募により行い、その過程は規程等を遵守して進めている。

#### 4 授業科目の担当

教員選考(採用)においては、担当科目を明示して公募し、書類審査及び面接により教育研究の業績と担当科目の適合性を確認している。「基礎演習」「専門基礎演習」等の初年次教育科目及び「学部共通科目」「保健医療福祉連携教育科目」の担当を募集情報に明示し、担当時にはオリエンテーション、研修、ピアレビュー等を行っている。各学科における専門教育科目のうち必修科目を主要と認める授業科目とし、本学専任教員が主として担当している。教授及び准教授の担当率を下表に示す(2025年5月1日現在)。

表 ロ-3 主要授業科目の教授/准教授担当率

区 分	主要授業科目数	教授担当科目数	准教授担当科目数	教授准教授担当率	
保健福祉学部	栄養学科	58	37	14	87.9
	看護学科	66	37	13	75.8
	社会福祉学科	28	16	4	71.4
	社会保育学科	49	20	16	73.5
	計	201	110	47	78.1

#### 5 教員活動評価

教員個人の教育研究、社会活動及び大学運営活動に関する評価は行っていない。教員活動評価により教育研究活動等の活性化を促進、教育研究活動の質を保証するとともに、教員全体の活動状況及び評価結果を公表することによって広く社会への説明責任を果たすことが課題である。

#### 自己評価結果

以上の自己点検・評価の内容をふまえ、当該評価事項に概ね適合していると判断する。

#### 優れた点

特記すべき優れた点はなかった。

#### 改善を要する点

教育研究活動等の質保証を目的とした教員活動評価を行っていない点

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法	
①	<p><b>第九十三条</b>            ② 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。            一 学生の入学、卒業及び課程の修了            二 学位の授与            三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの            ③ 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。            ④ 教授会の組織には、准教授その他の職員を加えることができる。</p>	<p>学則  <a href="#">第 18 条（教授会）</a>  <a href="#">教授会規程</a></p>
	大学設置基準	
②	<p><b>第七条（教育研究実施組織等）</b>            大学は、その教育研究上の目的を達成するため、その規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。            2 大学は、教育研究実施組織を編制するに当たっては、当該大学の教育研究活動等の運営が組織的かつ効果的に行われるよう、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保しつつ、教育研究に係る責任の所在を明確にするものとする。            3 省略            4 省略            5 省略            6 大学は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。            7 大学は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員及び事務職員等を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として基幹教員を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。            ※ 教員の職務・資格等については、<a href="#">学校教育法第九十二条</a>、<a href="#">大学設置基準第十三条</a>・<a href="#">第十四条</a>・<a href="#">第十五条</a>・<a href="#">第十六条</a>・<a href="#">第十七条</a>を参照すること</p>	<p>学則  <a href="#">第 4 条（事務局）</a>  <a href="#">第 5 条（学生部）</a>  <a href="#">第 6 条（教務部）</a>  <a href="#">第 7 条（図書館）</a>  <a href="#">第 8 条</a>            （<a href="#">コミュニティ教育研究センター</a>）  <a href="#">第 9 条（職員組織）</a>  <a href="#">組織及び管理に関する規程</a>  <a href="#">求める教員像</a>  <a href="#">教員編制方針</a>  <a href="#">教員選考規程</a>  <a href="#">教員の採用及び昇任の選考基準に関する規程</a></p>
③	<p><b>第八条（授業科目の担当）</b>            大学は、各教育課程上主要と認める授業科目（以下「主要授業科目」という。）については原則として基幹教員（教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う教員（助手を除く。）であって、当該学部の教育課程に係る主要授業科目を担当するもの（専ら当該大学の教育研究に従事するものに限る。）又は一年につき八単位以上の当該学部の教育課程に係る授業科目を担当するものをいう。以下同じ。）に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく基幹教員に担当させるものとする。            2 大学は、演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させるものとする。            3 大学は、各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他の大学が定める者（以下「指導補助者」という。）に補助させることができ、また、十分な教育効果を上げることができると認められる場合は、当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、指導補助者に授業の一部を分担させることができる。</p>	<p>シラバス  <a href="#">科目担当者一覧</a></p>
④	<p><b>第十条（基幹教員数）</b>            大学における基幹教員の数は、別表第一により当該大学に置く学部の種類及び規模に応じ定める基幹教員の数（共同学科を置く学部にあつては、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる基幹教員の数と第四十六条の規定により得られる当該共同学科に係る基幹教員の数を合計した数とし、第五条の規定に基づき学科に代えて課程を設ける工学に関する学部にあつては、第四十九条の四の規定により得られる基幹教員の数とする。）と別表第二により大学全体の収容定員に応じ定める基幹教員の数を合計した数以上とする。            ※ 基幹教員の数については、<a href="#">大学設置基準別表第一</a>・<a href="#">別表第二</a>を参照すること</p>	<p>公式 HP  <a href="#">教員総覧</a></p>

<p>②、③及び④については、以下の省令により従前の例によることができる。            大学設置基準等の一部を改正する省令（令和 4 年 9 月 30 日 文部科学省令第 34 号）            附則 第四条            この省令の施行の際現に設置されている大学及び高等専門学校に対する次の各号に掲げる規定の適用については、なお従前の例によることができる。            一 この省令による改正後の大学設置基準第三十六条第一項及び第三項並びに同令中教員に関する規定（以下省略）</p>
---

## ロ 教育研究実施組織に関すること (②大学院)

### (1) 自己点検・評価の実施状況

該当なし	
自己評価結果	
優れた点	
改善を要する点	

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
①	<p>大学院設置基準</p> <p><b>第八条（教育研究実施組織等）</b>            大学院は、その教育研究上の目的を達成するため、研究科及び専攻の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。            2 大学院は、当該大学院の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担及び連携体制を確保し、組織的な教育が行われるよう特に留意するものとする。            3 省略            4 省略            5 大学院の教員は、教育研究上支障を生じない場合には、学部、研究所等の教員等がこれを兼ねることができる。            6 第七条の二に規定する研究科の教員は、教育研究上支障を生じない場合には、当該研究科における教育研究を協力して実施する大学の教員がこれを兼ねることができる。            7 大学院は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。            8 大学院は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員及び事務職員等を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として専属の教授又は准教授を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。</p> <p>※ 教員の職務・資格等については、学校教育法第九十二条を参照すること</p>	該当なし
②	<p><b>第九条（教育研究実施組織等）</b>            大学院には、前条第一項に規定する教員のうち次の各号に掲げる資格を有する教員を、専攻ごと（工学を専攻する研究科以外の基本組織にあつては、当該研究科以外の基本組織、第三十条の二第一項に規定する研究科等連係課程実施基本組織にあつては当該研究科等連係課程実施基本組織）に、文部科学大臣が別に定める数置くものとする。            一 修士課程を担当する教員にあつては、次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育研究上の指導能力があると認められる者            イ 博士の学位を有し、研究上の業績を有する者            ロ 研究上の業績がイの者に準ずると認められる者            ハ 芸術、体育等特定の専門分野について高度の技術・技能を有する者            ニ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者            二 博士課程を担当する教員にあつては、次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し、極めて高度の教育研究上の指導能力があると認められる者            イ 博士の学位を有し、研究上の顕著な業績を有する者            ロ 研究上の業績がイの者に準ずると認められる者            ハ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者            2 博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程を除く。）を担当する教員は、教育研究上支障を生じない場合には、一個の専攻に限り、修士課程を担当する教員のうち前項第二号の資格を有する者がこれを兼ねることができる。</p> <p>※ 専攻ごとに置くものとする教員の数については、平成十一年文部省告示第百七十五号を参照すること</p>	該当なし
③	<p><b>第九条の二（一定規模数以上の入学定員の大学院研究科の教育研究実施組織）</b>            研究科の基礎となる学部の学科の数を当該研究科の専攻の数とみなして算出される一個の専攻当たりの入学定員が、専門分野ごとに文部科学大臣が別に定める数（以下「一定規模数」という。）以上の場合には、当該研究科に置かれる前条に規定する教員のうち、一定規模数を超える部分について当該一定規模数ごとに一人を、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第十条に定める基幹教員の数に算入できない教員とする。</p> <p>※ 一個の専攻当たりの入学定員の一定の数（「一定規模数」）については、平成十一年文部省告示第百七十六号を参照すること</p>	該当なし

## ハ 教育課程に関すること (①大学)

### (1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1 入学者選抜 (公式 HP 「<a href="#">入試案内</a>」)</p> <p>理念・目的に基づき、学生の受け入れ方針 (以下、AP) を定め、<a href="#">学生募集要項</a>や<a href="#">公式ホームページ</a>を通じて公表している。大学入学者選抜実施要項を遵守のうえ、APに沿って学力の三要素と関連づけた選抜方法を<a href="#">入試センター会議</a>で確認し、<a href="#">入試運営委員会規程</a>に基づいて公平・公正に入学者選抜を実施している。特別な支援を要する入学志願者に対しては、関係法令の趣旨をふまえ、適切な評価と判定ができるよう必要な配慮を行っている。</p> <p>なお、2018 年度の認証評価で是正勧告を受けた編入学試験については、定員を減じ、収容定員数の見直しを行った。</p> <p>2 教育課程の編成及び実施、学位の授与</p> <p>本学は、理念・目的をふまえ、「連携教育の推進」「少人数教育の実践」「地域社会の教育的活用」を<a href="#">教育の基本方針</a>とし、<a href="#">学位授与方針 (以下、DP)</a> 及び<a href="#">教育課程の編成・実施方針 (以下、CP)</a> を定めている。2023 年度には保健福祉学部及び各学科の CP を見直し、公表した。教育課程は学則第 34 条及び第 49 条に基づき、DP 及び CP に則して編成し、学則第 50 条及び DP に基づいて学位を授与している。資格取得に関しても、各資格における指定規則に従い科目を配置し、学則第 51 条に基づき所定単位を修得した学生には、相応の資格が授与される。教育課程は、教養教育科目と専門教育科目で構成されている。</p> <p>1) 教養教育科目 学生が多角的な視点と総合的な判断力を培うことを目的に、言語・情報・スポーツ、人と社会・自然の理解、地域の理解に関する科目群を配置している。</p> <p>2) 専門教育科目 専門基礎分野及び専門分野の科目群を体系的に配置し、各学科の専門教育科目は、学年別、授業科目別、科目別の展開を<a href="#">履修 GUIDE</a> 及び各学科の<a href="#">カリキュラム・マップ、カリキュラム・ツリー</a>に示している。</p> <p>保健・医療・福祉及び保育・教育分野の幅広い理解と、ケア専門職間の連携・協働に関する理解を深めるため、専門教育科目には学部共通科目及び保健医療福祉連携教育科目を配置している。</p> <p>3 シラバス</p> <p>「<a href="#">シラバス作成ガイドライン</a>」「<a href="#">シラバス作成 MINIMUM ESSENCE</a>」を作成し、教授会等で周知徹底を図り、各科目の記載事項は教務委員会で確認を行っている。</p>	<p>4 授業時間、履修登録単位の上限、単位制度の実質化</p> <p><a href="#">学年暦</a>に基づき、各授業科目の授業時間を確保し、平日の開講時間数や集中講義を調整して運用している。各年次における履修上限単位数は 50 単位と定めているが、資格・免許取得に関わる選択科目の履修で上限を超える場合には、教務委員及び教務係職員による履修指導を実施している。GPA 等を活用して成績不振者を把握し、各学科において教務委員・学年担当教員・ゼミ担当教員等による個別指導を徹底している。授業料減免制度や給付型奨学金の支援、図書館等の学修空間整備、学習支援システムの導入など、学修環境の整備にも取り組んでいる。</p> <p>2018 年度認証評価で改善課題とされた「単位制度の実質化」に対し、これらの総合的な取り組みにより改善を図り、<a href="#">学修成果の評価方針</a>に基づき継続的な点検・評価を行う。</p> <p>5 成績評価基準</p> <p>各評語の総合評点の基準は<a href="#">履修規程</a>第 9 条に、GPA は<a href="#">学則</a>第 37 条第 2 項に定めている。評価方法や基準、成績通知については<a href="#">履修 GUIDE</a>に記載し、入学時及び各学科学年ガイダンスで周知を行っている。</p> <p>各科目の成績評価方法・基準については、シラバスに明記するとともに、開講時に担当教員が履修者に対して説明している。2024 年度から、<a href="#">成績評価に関する異議申立制度</a>を導入した。</p> <p>6 卒業判定・進級判定</p> <p><a href="#">学則</a>第 49 条及び別表第 1 に基づき卒業要件を定めており、各学科会議、教務委員会及び教授会での審議を経て、学長が卒業を認定する。3 年次進級時には進級判定を行っており、卒業判定と同様の手続きを経て進級を認定している。進級判定及び進級要件については、「<a href="#">進級判定に関する規程</a>」を定め、<a href="#">履修 GUIDE</a>への記載及びガイダンス等により周知を図っている。</p> <p>7 学修成果の評価・改善への取り組み</p> <p>2018 年度認証評価にて指摘された「学修成果の評価・改善」に関しては、<a href="#">学修成果の評価方針</a>を新たに定め、<a href="#">IR 推進室</a>を中心に学修成果の把握と評価に取り組んでいる。また、内部質保証推進委員会において、<a href="#">学修成果と学修時間の保証に関する総合的な取り組みの現状と課題</a>を共有し、継続的な改善を推進している。</p>
自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容をふまえ、当該評価事項に概ね適合していると判断する
優れた点	特記すべき優れた点はなかった。
改善を要する点	学生の学修到達度や教育効果の具体的検証とそれに基づく PDCA の実効化が必要である点

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学設置基準	
①	<p><b>第二条の二（入学者選抜）</b>  入学者の選抜は、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第六十五條の二第一項第三号の規定により定める方針に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。</p> <p>※ 大学に入学できる者の資格については、<a href="#">学校教育法第九十條を参照すること</a></p>	<p>学則  第25条（入学の時期）  第26条（入学の資格）  第27条（入学の出願）  第28条（入学の選考）  第29条  （入学手続き及び入学許可）</p> <p><a href="#">学生の受け入れ方針</a>  <a href="#">入学者選抜要項</a>  <a href="#">学生募集要項</a>  <a href="#">入試センター規則</a>  <a href="#">入試運営委員会規程</a></p>
②	<p><b>第十九条（教育課程の編成方針）</b>  大学は、学校教育法施行規則第六十五條の二第一項第一号及び第二号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。</p> <p>2 教育課程の編成に当たっては、大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。</p> <p>3 大学に専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する教員を置く場合であって、当該教員が一年につき六単位以上の授業科目を担当する場合には、大学は、当該教員が教育課程の編成について責任を担うこととするよう努めるものとする。</p> <p>※ <a href="#">学位規程については、学位規則第十三條を参照すること</a></p>	<p>学則  第21条、別表第1  第49条（卒業）  第50条（学位）</p> <p><a href="#">教育課程の編成・実施方針</a>  <a href="#">学位授与方針</a>  <a href="#">カリキュラム・マップ</a>  <a href="#">カリキュラム・ツリー</a></p>
③	<p><b>第二十条（教育課程の編成方法）</b>  教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。</p>	<p>学則 <a href="#">第21条、別表第1</a>  <a href="#">シラバス</a>  <a href="#">シラバス作成ガイドライン</a>  <a href="#">シラバス作成 MINIMUM ESSENCE</a></p>
④	<p><b>第二十一条（単位）</b>  各授業科目の単位数は、大学において定めるものとする。</p> <p>2 前項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、第二十五条第一項に規定する授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね十五時間から四十五時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって一単位として単位数を計算するものとする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時間の授業をもって一単位とすることができる。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。</p>	<p>学則  <a href="#">第35条（単位の計算方法）</a>  <a href="#">履修規程</a>  <a href="#">履修 GUIDE</a></p>
⑤	<p><b>第二十二条（一年間の授業時間）</b>  一年間の授業を行う期間は、三十五週にわたることを原則とする。</p>	<p>学則  <a href="#">第20条（学年）</a>  <a href="#">第21条（学期）</a></p>
⑥	<p><b>第二十三条（各授業科目の授業時間）</b>  各授業科目の授業は、十分な教育効果を上げることができるよう、八週、十週、十五週その他の大学が定める適切な期間を単位として行うものとする。</p>	<p>学則  <a href="#">第20条（学年）</a>  <a href="#">第21条（学期）</a></p>
⑦	<p><b>第二十五条（授業の方法）</b>  授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。</p> <p>2 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。</p> <p>3 大学は、第一項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。</p> <p>4 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第一項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。</p>	<p>学則  <a href="#">第34条（授業科目）</a>  <a href="#">別表第1</a>  <a href="#">授業の方法に関する規程</a></p>
⑧	<p><b>第二十五条の二（成績評価基準等の明示等）</b>  大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。</p> <p>2 大学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。</p> <p>※ <a href="#">卒業の要件については、大学設置基準第三十二條、学校教育法施行規則第四百七十七條を参照すること</a></p>	<p>学則  <a href="#">第37条（成績の評価）</a>  <a href="#">履修規程</a>  <a href="#">シラバス</a>  <a href="#">成績評価ガイドライン</a>  <a href="#">履修 GUIDE</a>  <a href="#">進級判定に関する規程</a></p>
⑨	<p><b>第二十七条（単位の授与）</b>  大学は、一の授業科目を履修した学生に対しては、試験その他の大学が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えるものとする。</p>	<p>学則  <a href="#">第36条（単位の認定）</a>  <a href="#">履修規程</a>  <a href="#">履修 GUIDE</a></p>
⑩	<p><b>第二十七条の二（履修科目の登録の上限）</b>  大学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。</p> <p>2 大学は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。</p>	<p><a href="#">履修規程</a>  <a href="#">履修 GUIDE</a></p>

## ハ 教育課程に関すること (②大学院)

### (1) 自己点検・評価の実施状況

該当なし	
自己評価結果	
優れた点	
改善を要する点	

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学院設置基準	
①	<p><b>第一条の三（入学者選抜）</b>            入学者の選抜は、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第六十五条の二第一項第三号の規定により定める方針に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。</p>	該当なし
②	<p><b>第十一条（教育課程の編成方針）</b>            大学院は、学校教育法施行規則第六十五条の二第一項第一号及び第二号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。            2 教育課程の編成に当たっては、大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。</p> <p>※ 学位規程については、学位規則第十三条を参照すること</p>	該当なし
③	<p><b>第十二条（授業及び研究指導）</b>            大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。            2 大学院は、各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他の大学院が定める者に補助させることができ、また、十分な教育効果を上げることができると認められる場合は、当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、当該授業科目を担当する教員以外の教員に授業の一部を分担させることができる。</p>	該当なし
④	<p><b>第十三条（研究指導）</b>            研究指導は、第九条の規定により置かれる教員が行うものとする。            2 大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院又は研究所等において必要な研究指導（共同教育課程を編成する専攻の学生が当該共同教育課程を編成する大学院において受けけるもの及び国際連携教育課程を編成する専攻の学生が当該国際連携教育課程を編成する大学院において受けけるものを除く。以下この項において同じ。）を受けけることを認めることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受けける期間は、一年を超えないものとする。</p>	該当なし
⑤	<p><b>第十四条の二（成績評価基準等の明示等）</b>            大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。            2 大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。</p> <p>※ 修士課程及び博士課程の修了要件については、大学院設置基準第十六条・第十七条、学位規則第三条・第四条を参照すること            ※ 学位論文に係る評価にあたっての基準の公表については、学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 3 項を参照すること</p>	該当なし
⑥	<p><b>第十五条（大学設置基準の準用）</b>            大学院の連携開設科目、各授業科目の単位、授業日数、授業期間、授業を行う学生数、授業の方法及び単位の授与、連携開設科目に係る単位の認定、他の大学院における授業科目の履修等、入学前の既修得単位等の認定、長期にわたる教育課程の履修並びに科目等履修生等については、大学設置基準第十九条の二、第二十一条から第二十五条まで、第二十七条、第二十七条の三、第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二十九条、第三十条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第四項、第三十条の二並びに第三十一条（第四項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同令第十九条の二第一項中「前条第一項」とあるのは「大学院設置基準第十一条第一項」と、同項第二号中「第四十五条第三項」とあるのは「大学院設置基準第三十三条第三項」と、同令第二十八条第一項中「六十単位」とあるのは「十五単位」と、同条第二項中「及び外国の」とあるのは「、外国の」と、「当該教育課程における授業科目を我が国において」とあるのは「当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和五十一年法律第七十二号）第一条第二項に規定する千九百七十二年十二月十一日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（第三十五条第一項において「国際連合大学」という。）の教育課程における授業科目を」と、同令第二十九条第一項中「短期大学又は高等専門学校専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修」とあるのは「学校教育法第五十五条の規定により大学院が編成する特別の課程（履修資格を有する者が、同法第二百二条第一項の規定により大学院に入学することができる者であるものに限る。）における学修」と、同条第二項中「前条第一項及び第二項」とあるのは「大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する前条第一項及び第二項」と、「六十単位」とあるのは「十五単位」と、同令第三十条第一項中「第三十一条第一項及び第二項」とあるのは「大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する第三十一条第一項及び第二項」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する第一項（第二項において準用する場合を含む。）」と、「第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）」及び前条第一項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位」とあるのは「十五単位を超えないものとし、かつ、同令第十五条において読み替えて準用する第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）」及び前条第一項により当該大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて二十単位」と、同令第三十条の二中「修業年限」とあるのは「標準修業年限」と、「卒業」とあるのは「課程を修了」と、同令第三十一条第二項中「特別の課程を履修する者」とあるのは「特別の課程（履修資格を有する者が、同法第二百二条第一項の規定により大学院に入学することができる者であるものに限る。）を履修する者」と読み替えるものとする。</p>	該当なし

## 二 施設及び設備に関すること

### (1) 自己点検・評価の実施状況

#### 1 教育研究環境の整備

本学では、大学設置基準及び各学科の付与資格にかかる指定規則等を遵守し、教育研究活動に必要な施設・設備の整備を進めている。

「[将来構想\(ビジョン2026\)](#)」においては、ICT環境の充実やバリアフリー化の推進など、教育研究活動の円滑な実施に資する施設・設備の整備方針を定めている。特に、障害者差別解消法の施行を受け、特別な支援を必要とする学生への対応の一環として、バリアフリー化を計画的に進めている。施設整備にあたっては、設置者である名寄市と協議し、実施計画に基づき段階的に改修・整備を実施している。実施状況は毎年度及び実施計画前中後期の各段階で点検・評価し、継続的な改善に努めている。

#### 2 校地

本学の主要校地は名寄市内に位置し、静穏な環境の中で学生間及び学生と教員との交流が十分に図れる教育環境にある。敷地内には、学生の休息や交流に利用できる空地があり、大学設置基準による必要面積と比較しても、十分な広さを確保している。

表 二-1 校地面積

区分	単位：㎡		
	校地面積	校舎面積	運動場
基準面積	7,600	6,922	—
本学面積	75,547	24,569	29,633

#### 3 運動場等

本学では、校舎と同一敷地内に運動場を整備しており、グラウンド、体育館、多目的ホール等の運動施設を備えている。加えて、校地に隣接する市民プールの利用が可能である。学生会館は学生自治会やサークル活動などの課外活動に活用されている。また、校地から徒歩5分の場所に女子学生寮(39室)を整備している。

#### 4 校舎

校地内には1号館、2号館、3号館、図書館、5号館の5棟が配置され、体育館、多目的ホール、学生会館も備えている。各館には、講義室、演習室、実験室、実習室、研究室(専任・非常勤教員用)、図書館、健康サポートセンター、静養室、学長室、会議室、事務室など、教育研究に必要な

機能が整っている。また、学生ラウンジやロッカー室も整備し、学内における学生の快適な学習・生活環境の充実を図っている。1号館、3号館、図書館にはパソコン室を設置しており、図書館には最大300名を収容可能な大講義室を備えている。5号館の食堂や各館のラウンジ、夏季には建物間通路に設置されるベンチ等により、学生の休憩・交流の場を提供している。

各学科では、付与資格に係る指定規則に基づき、教員数・学生数に応じて必要な種類・数の実験設備、機器、標本等を整備し、講義、演習、実験、実習及び自主学習に活用している。

#### 5 教育研究上必要な資料及び図書館

[学則](#)第7条に基づき設置された図書館は、[図書館設置規程](#)第2条において、学術情報・資料、研究成果等を広く収集・提供し、学生・教職員及び地域住民に快適な利用環境を提供することを目的としている。

[教育研究環境の整備に関する基本方針](#)に基づき、学術資料や学習用図書、教養書等を系統的かつ計画的に収集し、学術情報の有効活用と利用者サービスの強化に努めている。また、ネットワークを通じた研究成果の集積・発信を推進し、地域社会との連携・協力を図りながら、知の拠点としての機能充実を進めている。国立国会図書館デジタル化資料送信サービスや、北海道地区大学図書館協議会相互利用サービスも活用可能である。図書館1階には、学生の主体的な学びを促進する「ラーニング・コモンズ」を設置している。

図書館の運営は[図書館運営委員会](#)を設置して行い、事業計画の策定、点検・評価、改善等を協議している。副館長、兼務職員、会計年度任用職員を配置し、学修及び教育研究活動を支援する業務を実施している。

#### 6 学外施設

札幌圏における学生生活支援を目的として、JR札幌駅隣接ビル内にサテライトオフィスを設置している。ここには、インターネット利用可能なパソコン、プリンター、FAX、長机、椅子、ホワイトボード、コインロッカー等を備えており、実習指導や就職活動時の情報収集や休憩に利用されている。

#### 自己評価結果

以上の自己点検・評価の内容をふまえ、当該評価事項に適合していると判断する。

#### 優れた点

特記すべき優れた点はなかった。

#### 改善を要する点

特記すべき改善を要する点はなかった。

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学設置基準	
①	<p><b>第三十四条（校地）</b> 校地は、学生間の交流及び学生と教員等との間の交流が十分に行えるなどの教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が交流、休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、大学は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため前項に規定する空地を校舎の敷地に有することができないと認められる場合において、学生が交流、休息その他に利用するため、適当な空地を有することにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該大学が講じている場合に限り、空地を校舎の敷地に有しないことができる。</p> <p>3 前項の措置は、次の各号に掲げる要件を満たす施設を校舎に備えることにより行うものとする。</p> <p>一 できる限り開放的であって、多くの学生が余裕をもつて交流、休息その他に利用できるものであること。</p> <p>二 交流、休息その他に必要な設備が備えられていること。</p> <p>※ 必要な校地の面積については、<b>大学設置基準第三十七条を参照すること</b></p>	<p><a href="#">将来構想（ビジョン 2026）</a> <a href="#">大学案内</a> <a href="#">キャンパス・マップ</a> <a href="#">大学校舎配置図</a> <a href="#">学生生活ガイドブック</a></p>
②	<p><b>第三十五条（運動場等）</b> 大学は、学生に対する教育又は厚生補導を行う上で必要に応じ、運動場、体育館その他のスポーツ施設、講堂及び寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導施設を設けるものとする。</p>	<p><a href="#">大学案内</a> <a href="#">キャンパス・マップ</a> <a href="#">大学校舎配置図</a> <a href="#">学生生活ガイドブック</a></p>
③	<p><b>第三十六条（校舎）</b> 大学は、その組織及び規模に応じ、教育研究に支障のないよう、教室、研究室、図書館、医務室、事務室その他必要な施設を備えた校舎を有するものとする。</p> <p>2 教室は、学科又は課程に応じ、講義、演習、実験、実習又は実技を行うのに必要な種類と数を備えるものとする。</p> <p>3 研究室は、基幹教員及び専ら当該大学の教育研究に従事する教員に対しては必ず備えるものとする。</p> <p>4 夜間において授業を行う学部（以下「夜間学部」という。）を置く大学又は昼夜開講制を実施する大学にあっては、教室、研究室、図書館その他の施設の利用について、教育研究に支障のないようにするものとする。</p> <p>※ 必要な校舎の面積及び設置する学部または学科ごとに必要な附属施設については、<b>大学設置基準第三十七条の二・第三十九条・別表第三を参照すること</b> ※ 大学院を置く場合、<b>大学院設置基準第十九条・第二十二条も参照すること</b> ※ 二以上の校地において教育研究を行う場合、<b>大学設置基準第四十条の二、大学院設置基準第二十二条の二を参照すること</b></p>	<p><a href="#">大学案内</a> <a href="#">キャンパス・マップ</a> <a href="#">大学校舎配置図</a> <a href="#">学生生活ガイドブック</a></p>
④	<p><b>第三十八条（教育研究上必要な資料及び図書館）</b> 大学は、教育研究を促進するため、学部の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）により提供される学術情報その他の教育研究上必要な資料（次項において「教育研究上必要な資料」という。）を、図書館を中心に系統的に整備し、学生、教員及び事務職員等へ提供するものとする。</p> <p>2 図書館は、教育研究上必要な資料の収集、整理を行うほか、その提供に当たって必要な情報の処理及び提供のシステムの整備その他の教育研究上必要な資料の利用を促進するために必要な環境の整備に努めるとともに、教育研究上必要な資料の提供に関し、他の大学の図書館等との協力を努めるものとする。</p> <p>3 図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専属の教員又は事務職員等を置くものとする。</p> <p>※ 大学院を置く場合、<b>大学院設置基準第二十一条も参照すること</b></p>	<p><a href="#">学則</a> <a href="#">第7条（図書館）</a> <a href="#">図書館設置規程</a> <a href="#">図書館利用規程</a> <a href="#">図書館運営委員会規程</a> <a href="#">機関リポジトリ運用指針</a> <a href="#">学生生活ガイドブック</a> <a href="#">図書館ホームページ</a></p>
⑤	<p><b>第四十条（機械、器具等）</b> 大学は、学部又は学科の種類、教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えるものとする。</p> <p>※ 大学院を置く場合、<b>大学院設置基準第二十条も参照すること</b></p>	<p><a href="#">備品台帳</a> <a href="#">機器備品リスト</a></p>

③については、以下の省令により従前の例によることができる。

大学設置基準等の一部を改正する省令（令和4年9月30日文科科学省令第34号）

附則 第四条

この省令の施行の際現に設置されている大学及び高等専門学校に対する次の各号に掲げる規定の適用については、なお従前の例によることができる。

一 この省令による改正後の大学設置基準第三十六条第一項及び第三項並びに同令中教員に関する規定（以下省略）

## ホ 大学運営に必要な業務を行う組織及び厚生補導等に関すること

### (1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1 大学運営に関する組織</p> <p>1) 組織、役割分担及び責務</p> <p><a href="#">名寄市立大学条例</a>第3条では、学長、教員、事務局員及びその他必要な職員を置くことが定められている。また、「<a href="#">名寄市立大学の組織及び管理に関する規則</a>」においては、組織構成、部局の編成、事務分掌、各部局の長等の職務内容が明記されており、役割分担と責務が明確化されている。教職協働について学則に定め、各部局及び学内委員会において、教員とその長及び所管する事務職員が連携・協働して業務にあたる体制が整えられている。</p> <p>2) 教育研究活動に関する組織</p> <p>大学設置基準や各種資格・免許に関する指定規則に基づき、DP 及び CP をふまえて教育研究上の目的達成を図っている。<a href="#">求める教員像及び教員編制方針</a>を明確にし、学位の種類及び分野に応じた教員と、教務課教務係等の事務職員を配置している。</p> <p>3) 学生支援・厚生補導に関する組織</p> <p>学生に対するキャリア支援、心身の健康に関する指導・支援、課外活動等の厚生補導については、必要な教員及び学生課学生係等の事務職員を配置し、教職協働により組織的かつ効果的に実施できるよう、役割分担及び責務を関連規程等により明示している。</p> <p>2 学生支援及び厚生補導等</p> <p>1) キャリア支援</p> <p>学生の進路選択を支援するため、<a href="#">キャリア支援センター</a>にはセンター長、必要な教員及び専門職員を配置し、キャリア形成支援と就職進路支援を通じて、持続可能な就業力の育成を図っている。また、各学科でのキャリア支援を推進するため、各学科に就職進路委員会を設置している。</p> <p>2) 心身の健康に関する指導及び支援</p> <p>学生の心身の健康管理を目的として、<a href="#">健康サポートセンター</a>に医師、看護師、相談員などの専門職員を配置し、健康管理業務及び健康相談業務を実施している。</p> <p>3) 正課外の活動支援</p> <p>学生自治会等の団体活動は学生委員会が所管し、学生課学生係が窓口となって支援を行っている。地域交流活動に</p>	<p>ついては、<a href="#">コミュニティア教育研究センター</a>が所管し、学内掲示や SNS 等を通じてボランティア・地域交流活動の情報を発信している。国際交流活動について、体制の明確化及び機能強化を図るため、2025 年度よりコミュニティア教育研究センターの所管事項とした。</p> <p>3 学修支援</p> <p>教務課教務係、学生課学生係、教務委員、学生委員の他、各学科の学年担当教員・ゼミ担当教員が、休学・退学の届出、単位修得状況、GPA 等をもとに支援が必要な学生を把握し、情報共有と連携のもと学修支援を実施している。</p> <p>4 特別な支援を必要とする学生への支援</p> <p>障害者差別解消法に基づき、必要事項を教職員の対応要領に定めており、施設・設備の整備については優先順位を考慮しながら計画的に進めている。</p> <p>5 人権擁護とハラスメント防止</p> <p>すべての構成員が不当な不利益を受けることなく、安全かつ快適な環境で生活できるよう、<a href="#">人権擁護及びハラスメント防止に関するガイドライン</a>や<a href="#">手続き要綱</a>を定め、必要な対応を実施している。</p> <p>6 経済的支援を必要とする学生への支援</p> <p>1) 授業料等減免</p> <p>経済的理由により修学が著しく困難な学生に対し、「<a href="#">授業料等徴収条例</a>」及びその<a href="#">施行規則</a>に基づき、入学料、授業料、施設整備費、教育研究振興費、実験実習活動費の減免または徴収猶予を実施している。</p> <p>2) 奨学金給付</p> <p>経済的理由で修学が困難な学生に対して、「<a href="#">奨学金給付条例</a>」及びその<a href="#">施行規則</a>に基づき、「名寄市立大学奨学金」を給付している。</p> <p>3) 実習経費等助成</p> <p>学外実習に伴う経済的負担を軽減するため、「<a href="#">実習経費等助成金交付要綱</a>」に基づき、必要な経費の一部を助成している。</p> <p>4) <a href="#">海外留学等奨学金</a></p> <p>国際的視野を持った人材の育成を目的に、海外留学や国際交流に必要な経費を奨学金として交付している。</p>
自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容をふまえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	実習経費等助成金交付要綱に基づき経費の一部を助成し、経済的負担の軽減を図っている点
改善を要する点	特記すべき改善を要する点はなかった。

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学設置基準	
①	<p><b>第七条（教育研究実施組織等）</b>            大学は、その教育研究上の目的を達成するため、その規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。</p> <p>2 大学は、教育研究実施組織を編制するに当たっては、当該大学の教育研究活動等の運営が組織的かつ効果的に行われるよう、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保しつつ、教育研究に係る責任の所在を明確にするものとする。</p> <p>3 大学は、学生に対し、課外活動、修学、進路選択及び心身の健康に関する指導及び援助等の厚生補導を組織的に行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。</p> <p>4 大学は、教育研究実施組織及び前項の組織の円滑かつ効果的な業務の遂行のための支援、大学運営に係る企画立案、当該大学以外の者との連携、人事、総務、財務、広報、情報システム並びに施設及び設備の整備その他の大学運営に必要な業務を行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。</p> <p>5 大学は、当該大学及び学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。</p> <p>6 省略</p> <p>7 省略</p>	<p><a href="#">条例</a>  <a href="#">第3条（職員）</a></p> <p><a href="#">学則</a>  <a href="#">第2章（組織）</a>  <a href="#">名寄市立大学の組織及び管理に関する規則</a>  <a href="#">教務委員会規程</a>  <a href="#">学生委員会規程</a>  <a href="#">健康サポートセンター規程</a>  <a href="#">健康サポートセンター運営委員会規程</a>  <a href="#">キャリア支援センター規程</a>  <a href="#">学生生活ガイドブック</a></p>
	大学院設置基準	
②	<p><b>第八条（教育研究実施組織等）</b>            大学院は、その教育研究上の目的を達成するため、研究科及び専攻の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。</p> <p>2 大学院は、当該大学院の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担及び連携体制を確保し、組織的な教育が行われるよう特に留意するものとする。</p> <p>3 大学院は、学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康に関する指導及び援助等の厚生補導を組織的に行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。</p> <p>4 大学院は、教育研究実施組織及び前項の組織の円滑かつ効果的な業務の遂行のための支援、大学院運営に係る企画立案、当該大学院以外の者との連携、人事、総務、財務、広報、情報システム並びに施設及び設備の整備その他の大学院運営に必要な業務を行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。</p> <p>5 省略</p> <p>6 省略</p> <p>7 省略</p> <p>8 省略</p>	該当なし
	関係事項	
③	<p><b>学生支援</b>            学生の学習支援に対する体制が整備され、適切に支援が行われている。</p>	<p><a href="#">学生委員会規程</a>  <a href="#">キャリア支援センター規程</a>  <a href="#">健康サポートセンター規程</a></p>
④	<p><b>学生支援</b>            特別な支援を行うことが必要な学生への支援等が適切に行われている。</p>	<p>障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領            相談体制（フロー図）            障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員の対応要領における留意事項（参考）</p>
⑤	<p><b>学生支援</b>            経済的な支援を行うことが必要な学生への支援等が適切に行われている。</p>	<p><a href="#">授業料等徴収条例</a>  <a href="#">同 施行規則</a>  <a href="#">奨学金給付条例</a>  <a href="#">同 施行規則</a>            実習経費等助成金交付要綱            海外留学等奨学金交付要綱  <a href="#">学生寮条例</a>  <a href="#">学生寮条例施行規則</a>  <a href="#">学生支援給付金交付要綱</a></p>

## へ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること

### (1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1 <u>3つのポリシー</u>の策定</p> <p>学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)改正を受け、本学では理念及び目的に基づき、<u>3つのポリシー</u> (DP、CP、AP) を策定している。これらのポリシーは、授与される学位の教育課程を有する各学科に定めるとともに、DP及びAPにおいては学部として各学科に共通する方針を定めている。</p> <p>2012年の策定以降、中央教育審議会における累次の答申等、高等教育の動向をふまえ、学長を委員長とする<u>内部質保証推進委員会</u>において見直しを継続的に実施している。策定の基本方針、策定単位等を委員会で確認し、整合性・一貫性の確保に努めている。<u>IR推進室</u>によるデータ収集、分析をふまえ、必要に応じて各学科教員等によるワーキング・グループを組織し、実効性ある体制での策定及び見直しを行っている。</p> <p>DP、CPについては、卒業時に修得すべき資質・能力とそれを達成するための教育課程の編成・実施方針を明確に示し、両者の整合性を確保している。APについても、入学後の学修に必要な資質・能力をふまえ、学力の三要素に基づき、入学時に求める知識水準や関心・意欲及び態度を明示しており、DP、CPとの整合性を確保している。</p> <p>2 学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)</p> <p>保健福祉学部では、「豊かな人間性と教養に支えられ、関連する諸領域を幅広く理解し、高度な専門性をもって地域社会に主体的に貢献する専門職業人としての実践力」を身につけている者の卒業を認定し、学士の学位を授与することを定めている。各学科では、この方針に基づき卒業時に到達すべき具体的な学修成果をDPとして明示している。</p> <p>3 教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)</p> <p>各学科及び教養教育部において、それぞれのCPを定めている。以下、その概要を示す。</p> <p>1) 栄養学科</p> <p>管理栄養士に求められる専門知識と技術を体系的・段階的に修得し、人への栄養と食を対象とする幅広い領域において他の職種と連携・協働して包括的な支援サービスに貢献できる能力を育成する教育課程の編成・実施</p>	<p>2) 看護学科</p> <p>看護の専門職として対象となる人々の健康の回復、保持・増進、疾病の予防及び生活支援を主体的に実践できる能力を育成する教育課程の編成・実施</p> <p>3) 社会福祉学科</p> <p>生活主体者としての人間の尊厳と社会を深く理解し、対象となる人々・集団・組織機関・地域社会に関する専門的知識と技術を体系的・段階的に修得し、幅広い領域において多職種・多機関と連携・協働して地域の中で主体的に実践できる能力を育成する教育課程の編成・実施</p> <p>4) 社会保育学科</p> <p>保育の専門家として、真理を探究し、子どもに関する理解を深めるとともに、ヒューマニズムを尊重し、子どもとその養育者を取りまく社会の動向を把握して、他の諸機関と連携しながら必要な支援を構築する能力や支援方法の技術を育成する教育課程の編成・実施</p> <p>5) 教養教育部</p> <p>大学で学ぶ上で基礎となる知識や技術を修得するとともに、多面的理解や総合的な洞察力・判断力の基礎となる広く豊かな世界観を有する人格・姿勢を育成する教育課程の編成・実施</p> <p>4 学生の受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)</p> <p>保健福祉学部では、「保健・医療・福祉・保育関係の職に携わる職業人としての適性と自主自立の気概を有し、社会に貢献し、自己の目標実現に向けて努力する学生」を求めている。各学科のAPでは入学に向けた望ましい学びや経験、入学時に求める能力や適性を具体的に示している。</p> <p>5 3つのポリシーの公表</p> <p>3つのポリシーは、関係者がわかりやすい内容と表現で示されており、大学案内、公式ホームページ等、多様な媒体を通して学内外に広く公表している。</p> <p>6 3つのポリシーの運用及び点検・評価、改善</p> <p>各学科でのPDCAサイクルを<u>内部質保証体制</u>の中核とし、3つのポリシーに基づいた入学選抜、教育の実施、卒業認定・学位授与の各段階における目標が適切に達成されているかを点検・評価、必要に応じた改善・改革を継続的に実施している。</p>
自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容をふまえ、当該評価事項に概ね適合していると判断する。
優れた点	特記すべき優れた点はなかった。
改善を要する点	DPの精選とDPに定める資質・能力を総合的・客観的に評価する必修科目の検討が必要である点

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法施行規則	
①	<p>第六十五条の二</p> <p>大学は、当該大学、学部又は学科若しくは課程（大学院にあっては、当該大学院、研究科又は専攻）ごとに、その教育上の目的を踏まえて、次に掲げる方針を定めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 卒業又は修了の認定に関する方針</li> <li>二 教育課程の編成及び実施に関する方針</li> <li>三 入学者の受入れに関する方針</li> </ol> <p>2 前項第二号に掲げる方針を定めるに当たっては、同項第一号に掲げる方針との一貫性の確保に特に意を用いなければならない。</p>	<p><a href="#">理念・目的、3つのポリシー</a> 公式 HP</p> <p><a href="#">大学の理念・目的・教育目標</a> <a href="#">将来構想（ビジョン 2026）</a></p> <p>履修 GUIDE</p> <p><a href="#">大学の理念と教育目標</a></p> <p>大学院については該当なし</p>

## ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること

### (1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1 情報公表の目的</p> <p>学校教育法（昭和22年法律第26号）第113条及び同第109条に基づき、教育研究の成果の普及及び活用の促進を目的として、本学の教育研究活動の状況を公表している。また、教育研究水準の向上を図るため、教育・研究、組織・運営、施設・設備等に関する自己点検・評価を実施し、その結果を公表している。<a href="#">情報公表の基本方針</a>を策定し、次の2点を情報公表の目標としている。</p> <p>(1) 学生及び学費負担者、入学希望者等の直接関係者に対して、卒業時に修得できる能力、そのための教育課程、教育環境等に関する情報を明示し、学修者本位の観点から教育活動の充実を図ること</p> <p>(2) 広く社会に対して学生の学修成果及び大学全体の教育成果に係る情報を明示し、社会からの評価を通じて教育活動の質向上を図ること</p> <p>2 公表する情報</p> <p>情報公表の基本方針に、学生の学修成果及び大学全体の教育成果に係る情報の公表を積極的に進めることを定め、別表に公表すべき具体的な事項を明示している。</p> <p>公表内容は以下のとおりである。</p> <p>(1) 学校教育基本法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第172条の2第1項に基づく事項並びに大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第6号）第7条第2項に基づく事項</p> <p>(2) 学修成果や教育成果、それらを支える教育条件等に関する事項</p> <p>(3) 研究成果等、広く社会に普及及び活用を促進すべき事項</p> <p>(4) その他、本学の諸活動に関する事項</p> <p>3 情報公表の方法</p> <p>情報公表の基本方針において、刊行物や公式ホームページ等、多様な媒体を用いて公表すること、直接的関係者及び社会に対してわかりやすく周知できる方法を用いること、統一的な表示方法を採用し、情報の分類や一元的閲覧を可能とする工夫をすることを定めている。</p> <p>4 情報公表の体制</p> <p>情報公表は、学長を委員長とする内部質保証推進委員会</p>	<p>が全学的調整を図り実施する。IR推進室は、本学の教育研究等の活動に関するデータを収集及び分析し、それらをもとにわかりやすい資料を作成し、情報公表の実効性を支えている。</p> <p>5 教育活動に関する情報の公表</p> <p>理念、目的、教育の目標、3つのポリシーは、<a href="#">大学案内</a>、<a href="#">履修GUIDE</a>等を通して学生・学費負担者、志願者等に明示し、公式ホームページ等により広く社会にも公表している。学修成果、教育成果に関する事項やそれらを保証する教育条件に関する情報も基本方針に基づき公表している。</p> <p>6 研究活動に関する情報の公表</p> <p>大学紀要に加え、社会福祉学科、社会保育学科、教職課程委員会及びコミュニティケア教育研究センターにおいて、学術論文等を掲載した刊行物を定期的に発行し、<a href="#">機関リポジトリ</a>において公開している。各教員の研究成果は、<a href="#">公式ホームページ「教員総覧」</a>に掲載している。教員の研究活動やその成果のさらなる可視化と公表の効率化を図るため、Research map等の外部システムの活用が課題である。</p> <p>7 厚生補導及び学生支援に関する情報の公表</p> <p>修学支援の状況については、大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第6号）第7条第2項に基づく事項を設置者である名寄市が名寄市ホームページに公表している。健康サポートセンターの活動は、<a href="#">「名寄市立大学健康サポートセンター年報」</a>として公表している。キャリア支援・就職進路に関する情報は、<a href="#">「大学案内」</a>「<a href="#">名寄市立大学ファクトブック</a>」等として刊行しており、<a href="#">公式ホームページ</a>にも公表している。</p> <p>8 社会連携及び地域交流に関する情報の公表</p> <p>コミュニティケア教育研究センターは、以下の方法により社会連携等に関する情報を広く公表している。</p> <p>(1) 年報「地域と住民」発行</p> <p>(2) 広報誌「ケア研タイムス」発行</p> <p>(3) デジタルブック「教員シーズ集」公開</p> <p>(4) 市民公開講座の開催</p> <p>(5) SNSを活用した情報発信</p> <p>(6) 地元紙コラム提供、地域FM局番組への協力</p>
自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容をふまえ、当該評価事項に概ね適合していると判断する。
優れた点	特記すべき優れた点はなかった。
改善を要する点	公式ホームページの仕様が古く、効果的に活用できていない点

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
①	<p>学校教育法</p> <p><b>第百十三條</b>            大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。</p>	<p><a href="#">内部質保証の方針</a>  <a href="#">情報公表の基本方針</a>  <a href="#">学修成果・教育成果に関する情報公表の方針</a>  <a href="#">IR推進室規程</a>  <a href="#">公式HP</a>  <a href="#">「教育情報の公開」</a>  <a href="#">「教員総覧」</a>  <a href="#">デジタルブック「教員シズ集」</a>  <a href="#">大学紀要</a>  <a href="#">コミュニティ教育研究センター年報「地域と住民」</a>  <a href="#">ファクトブック</a></p>
②	<p>学校教育法施行規則</p> <p><b>第百七十二條の二</b>            大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 大学の教育研究上の目的及び第百六十五條の二第一項の規定により定める方針に関すること。</li> <li>二 教育研究上の基本組織に関すること。</li> <li>三 教育研究実施組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること。</li> <li>四 入学者の選抜に関すること。</li> <li>五 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数、進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況並びに外国人留学生の数に関すること。</li> <li>六 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画（大学設置基準第十九條の二第一項（大学院設置基準第十五條において読み替えて準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準第十一條第一項、専門職大学院設置基準第六條の三第一項、短期大学設置基準第五條の二第一項及び専門職短期大学設置基準第八條第一項の規定により当該大学が自ら開設したものとみなす授業科目（次号において「連携開設科目」という。）に係るものを含む。）に関すること。</li> <li>七 学修の成果に係る評価（連携開設科目に係るものを含む。）及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること。</li> <li>八 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること。</li> <li>九 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること。</li> <li>十 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること。</li> </ol> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 専門職大学等及び専門職大学院を置く大学は、前項各号に掲げる事項のほか、学校教育法第八十三條の二第二項、第九十九條第三項及び第百八條第五項の規定による専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者との協力の状況についての情報を公表するものとする。</li> <li>3 大学院（第二号については、専門職大学院を除く。）を置く大学は、第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項についての情報を公表するものとする。           <ol style="list-style-type: none"> <li>一 研究科、専攻又は学生の履修上の区分ごとの、当該大学院に入学した者のうち標準修業年限以内で修了した者の占める割合その他学位授与の状況に関すること。</li> <li>二 大学院設置基準第十四條の二第二項に規定する学位論文に係る評価に当たつての基準に関すること。</li> </ol> </li> <li>4 大学は、前各項に規定する事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。</li> <li>5 前各項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。</li> </ol>	<p><a href="#">情報公表の基本方針</a>  <a href="#">学修成果・教育成果に関する情報公表の方針</a>  <a href="#">公式HP</a>  <a href="#">「教育情報の公開」</a></p>

## チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること

### (1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1 教育研究活動等の内部質保証に関する方針と体制 理念、目的に基づき、学則第2条に自己点検・評価について定め、教育研究活動の質を保証、向上するための内部質保証の方針、内部質保証体制図を策定、各学科、各部局及び学内委員会等を単位とした質保証の取組みと内部質保証推進委員会を中心とした質保証の手続き、学長はじめ各部局の長、内部質保証推進委員会、教職員及び学生の役割や改善等の枠組みを明示している。内部質保証の取組み及び得られた情報は、参与会等による外部評価、機関別認証評価及び分野別認証評価による第三者評価に活用することとしている。方針は、7年毎に見直しを行う。学修成果の評価方針及び内部質保証PDCAスケジュールを定め、点検・評価の実施頻度及び年間計画を明示している。</p> <p>2 教育課程の点検・評価</p> <p>1) 学修成果の評価方針に基づく点検・評価 保健福祉学部及び各学科は、<u>DP</u>、<u>CP</u> 及び <u>AP</u> を定め、2024年に定めた<u>学修成果の評価方針</u>に基づき教育課程の点検・評価を行うこととしている。毎年度各レベルで実施するモニタリングの他、大学全体レベル、学位プログラムレベルにおいては7年毎のレビューを行う。レビューでは、外部情報を活用しつつ定量的・定性的データを用いて学修成果・教育成果の水準を確認する。評価方針は、レビューと合わせて定期的に点検・評価し、見直しを行う。</p> <p>2) 情報の収集と分析 教育、研究その他の大学の諸活動に関する情報を収集・分析し、本学の運営のための計画策定、政策決定を支援することを目的として <u>IR 推進室</u> を設置している。IR 推進室では、大学 IR コンソーシアム調査結果をもとに「名寄市立大学ファクトブック」を作成し、公表している。また、入学者選抜に関する情報収集、分析に基づき、学校推薦型選抜における地域指定枠の適用範囲拡大、総合型選抜の導入等の改善を提案してきた。</p> <p>3) 外部評価の実施 名寄市立大学条例第4条に基づき、<u>参与会</u> を置く。学識経験者及び本学関係者等の学外委員により構成され、学長の諮問に応じて将来計画、教育研究活動、地域連携、大学</p>	<p>運営に関する重要事項等を審議している。</p> <p>教育研究水準の向上を目的とし、教育研究、組織運営及び施設整備の総合的な状況に関し、7年以内ごとに文部科学大臣が認証する評価機関による評価を受けている。2018年度に公益財団法人大学基準協会による大学評価を受け、基準を満たしていると認定され、その結果を公式ホームページに公表している。是正勧告及び改善課題として指摘された事項の改善に取り組み、2022年には改善状況について中間報告を行った。</p> <p>4) 設置計画履行状況等調査 指摘事項は確認されていない。</p> <p>5) 飛び入学 本学は、大学院を設置しておらず、学部においても飛び入学による入学制度は設けていない。</p> <p>3 教職員の能力の保証と開発 大学設置基準第25条の3及び第42条の3に基づき、FD・SD活動を推進するため、FD・SD委員会を置き、研修等の企画、実施及び点検・評価を行っている。また、研究分野の基本方針等に基づき、教員の研究活動の推進のため教員の国内外研修及び学位取得の促進に係る制度を整備、運用している。</p> <p>年度毎に各教員の教育研究費予算申請にあたり次年度の研究計画書を添付、翌年には研究成果報告書を提出することとしている。各教員の教育研究活動等については、「<u>教員総覧</u>」として公式ホームページに掲載し、広く社会に公表している。</p> <p>2018年度認証評価において、教員が研究に専念する体制の整備について改善を求められた。部局長会議に<u>研究成果創出支援プロジェクト</u>を設置し、改善に着手している。</p> <p>4 全学的テーマ別の点検・評価と点検・評価結果の統合 内部質保証推進委員会は、全学的な内部質保証を推進する組織として、学位プログラムの点検・評価活動、図書館並びにコミュニティー教育研究センターの点検・評価活動の促進、教育・研究・学生支援・社会貢献等の全学的事項の点検・評価活動を推進するとともに、各部局及び学内委員会等の点検・評価、改善計画を把握し、促進する。</p>
自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容をふまえ、当該評価事項に概ね適合していると判断する。
優れた点	特記すべき優れた点はなかった。
改善を要する点	内部質保証体制及び内部質保証PDCAスケジュールの実効化が必要である点

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法	
①	<p><b>第九十九条</b>            大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項及び第五項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。</p> <p>② 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であって、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。</p> <p>③ 専門職大学等又は専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学等又は専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。ただし、当該専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であって、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。</p> <p>④ 前二項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準（前二項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。以下この条及び次条において同じ。）に従って行うものとする。</p> <p>⑤ 第二項及び第三項の認証評価においては、それぞれの認証評価の対象たる教育研究等状況（第二項に規定する大学の教育研究等の総合的な状況及び第三項に規定する専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況をいう。次項及び第七項において同じ。）が大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うものとする。</p> <p>⑥ 大学は、教育研究等状況について大学評価基準に適合している旨の認証評価機関の認定（次項において「適合認定」という。）を受けるよう、その教育研究水準の向上に努めなければならない。</p> <p>⑦ 文部科学大臣は、大学が教育研究等状況について適合認定を受けられなかつたときは、当該大学に対し、当該大学の教育研究等状況について、報告又は資料の提出を求めるものとする。</p>	<p>学則  <a href="#">第2条（自己点検・評価）</a>  <a href="#">内部質保証の方針</a>  <a href="#">内部質保証体制図</a>  <a href="#">内部質保証PDCAスケジュール</a>  <a href="#">内部質保証推進委員会規程</a>  <a href="#">IR推進室規程</a>  <a href="#">将来構想（ビジョン2026）</a>  <a href="#">後期実施計画 2023年度実施状況評価シート</a>  <a href="#">2023年度自己点検・評価書</a>  <a href="#">2018年度大学評価結果</a>  <a href="#">参与会規程</a></p> <p>大学院については該当なし</p>
	学校教育法施行規則	
②	<p><b>第五十二条</b>            学校教育法第九十条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第九十九条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。</p>	該当なし
③	<p><b>第五十八条</b>            学校教育法第二百二条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第九十九条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。</p>	該当なし
④	<p><b>第六十六条</b>            大学は、学校教育法第九十九条第一項に規定する点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。</p>	<a href="#">内部質保証の方針</a> <a href="#">学修成果の評価方針</a>
	大学設置基準	
⑤	<p><b>第十一条（組織的な研修等）</b>            大学は、当該大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（次項に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。</p> <p>2 大学は、学生に対する教育の充実を図るため、当該大学の授業の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を行うものとする。</p> <p>3 大学は、指導補助者（教員を除く。）に対し、必要な研修を行うものとする。</p>	<a href="#">FD・SD委員会規程</a> <a href="#">国内・国外研修規程</a> <a href="#">教員の大学院進学促進に関する方針</a>
	大学院設置基準	
⑥	<p><b>第九条の三（組織的な研修等）</b>            大学院は、当該大学院の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（次項に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。</p> <p>2 大学院は、学生に対する教育の充実を図るため、当該大学院の授業及び研究指導の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を行うものとする。</p> <p>3 大学院は、第十二条第二項の規定により授業科目について補助する者（教員を除く。）に対し、必要な研修を行うものとする。</p>	該当なし
	関係事項	
⑦	<p><b>学修成果</b>            学生の学修成果を適切に把握し評価する取組を行っている。</p>	<a href="#">学修成果の評価方針</a> <a href="#">学修成果PDCAスケジュール</a> <a href="#">IR推進室規程</a>
⑧	<p><b>設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた是正・改善</b>            設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた大学の教育活動等の是正または改善に関する文部科学大臣の意見に対して講じた措置を踏まえ、是正または改善に努めている。</p>	是正・改善に関する指摘事項なし

# リ 財務に関すること

## (1) 自己点検・評価の実施状況

### 1 財務の状況

「[将来構想（ビジョン 2026）](#)」に基づき、後期実施計画に「名寄市立大学財務の収支計画(2023～2026)」を策定している。過去5年間の決算では、収入総額と支出総額が概ね均衡しており、安定した財務状況である。市民に対してわかりやすく、透明性のある情報提供をすることを目的とし、2018年度から大学財務を名寄市特別会計に位置づけ、収支情報を市広報等で公表している。過去5年間の決算状況は、以下のとおりである。

区分	2018	2019	2020	2021	2022
学生納付金	519	549	500	491	486
学生寮費	11	11	11	12	11
受験料	12	14	10	10	10
入学科	52	53	51	49	51
北海道補助金	42	41	36	12	6
財産収入	23	23	23	22	22
寄附金	2	4	3	7	1
繰入金	1,148	1,165	1,168	1,135	1,202
諸収入	10	12	10	19	14
計	1,819	1,872	1,812	1,757	1,803

区分	2018	2019	2020	2021	2022
学校総務費	438	356	394	310	302
学校管理費	145	244	137	148	162
教育振興費	1,047	1,050	1,005	1,027	1,047
図書館費	42	41	40	40	73
ケア研究費	7	5	5	4	4
学生寮管理費	11	11	10	12	11
公債費	129	165	221	216	204
計	1,819	1,872	1,812	1,757	1,803

学生定員数を維持し、授業料等による安定した収入を確保している。また、名寄市は、ふるさと納税制度において大学への寄付を用途指定の一つとし、返礼品として授業料割引クーポンを提供する等、収入の確保に努めている。支出においては、校舎等の老朽化に伴う修繕費の増加が見込まれており、計画的修繕について名寄市と協議している。

### 2 予算の編成・執行

予算編成・執行は、「名寄市予算の編成及び執行並びに決算に関する規則」「名寄市会計規則」等に基づいて行っている。予算編成においては、市の予算編成方針に基づき、各

学科・委員会等予算申請を取りまとめ、部局長会議の審議を経て、名寄市の査定を受けている。予算、決算等は教授会においても審議している。

### 3 監査

予算執行は、「名寄市会計規則」等に基づき行い、定期的な監査を受けている。市議会に提出する「例月出納検査報告書」では、収支計算書の計数と会計諸帳簿及び金融機関預金残高証明書の照合、証拠書類の検査の結果、「正確であると認めた」とされている。2023年度決算審査意見書においても、「歳入、歳出ともに執行率99.7%であり、財源の確保を図り、収支のバランスを取りながら安定的運営に努めていただきたい」と評価された。名寄市が年1回監査対象部課を定めて実施している定期監査では2018年度以降監査対象となっておらず、2023年度市議会決算審査特別委員会においても財務に係る指摘事項はなかった。

### 4 教育経費

教育経費は、各学科等での調整を経て、予算申請される。必要な教育経費は確保され、支出については教員の裁量のもと「名寄市会計規則」に従って適切に執行されている。

### 5 研究経費

#### 1) 個人研究費

学術研究の充実を図ることを目的に予算措置をしている各教員の個人研究費は、教授・准教授・講師については各年度60万円、助教・助手については40万円を上限（うち旅費は30万円を上限）に配分している。個人研究費については各教員に裁量権があり、「名寄市会計規則」に従って執行することができる。

個人研究費を適正に執行するため、個人研究費等に関わるガイドラインを整備し、年度毎の個人研究費による研究成果報告書の提出を求めている。

#### 2) 学術研究等支援特別枠

学長委嘱による研究、外部資金獲得につながる研究、学科間連携による研究に対して教育振興費に特別枠を設け、研究費の助成を行っている。

#### 3) コミュニティケア教育研究センター課題研究

地域課題の発見・解決、地域貢献に資する研究・事業を「課題研究」とし、研究費を交付している。

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容をふまえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	特記すべき優れた点はなかった。
改善を要する点	特記すべき改善を要する点はなかった。

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学設置基準	
①	<p><b>第四十条の三（教育研究環境の整備）</b>            大学は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。</p>	<p><a href="#">将来構想（ビジョン2026）</a>  <a href="#">名寄市立大学財務の収支計画</a>  <a href="#">名寄市財政事情説明書</a>  <a href="#">名寄市一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書</a>  <a href="#">例月出納検査報告書</a>  <a href="#">広報なよろ（2024年11月号）</a>            決算からみる名寄市のすがた            経費確保に関するフローチャート</p>
	大学院設置基準	
②	<p><b>第二十二條の三（教育研究環境の整備）</b>            大学院は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。</p>	該当なし

## 又 教育研究活動推進のための環境整備等に関すること

### (1) 自己点検・評価の実施状況

#### 1 ICTの整備

「[将来構想（ビジョン2026）](#)」に基づき、ICT環境の充実及び更新作業を計画的に実施し、2024年度には仮想サーバーの更新を行った。ICTを活用した学修支援として、Microsoft Office、クラウドストレージ、メールソフト、eラーニングシステムを学生に無償で提供している。学内Wi-Fi環境については、授業等で教職員と学生が利用する登録制Wi-Fiと、学生が自由に利用できるフリーWi-Fiを整備し、学内での通信環境の充実を図っている。校舎内に3つのパソコン室を整備し、講義及び自習活動のために計160台のパソコン、関連機器を設置している。

表 又-1 PC整備状況

施設名	パソコン	プリンター
PCマルチメディア室	60台	3台
図書館PC室	60台	3台
PC自習室	40台	2台
図書館	6台	2台
ラーニング・commons	1台	3台
就職支援室	2台	1台

#### 2 継続的な研究成果の創出のための環境整備

教育と研究を両輪とする大学教育において、質の高い教育を行いつつ、質の高い研究成果を創出するためには、教員が研究に専念できる環境を整備する必要がある。本学は、2018年度に公益財団法人大学基準協会による大学評価を受けた際に、教員が研究に専念するための制度等がなく、研究時間の確保に向けた措置を講じるよう改善が求められた。全学的な研究時間の調査を実施、業務の平準化、委員会の再編に取り組むこととしたが、実現していない。

2025年度より[研究成果創出支援プロジェクト](#)を部局長会議内に設置し、全学的な取り組みを進める予定である。

##### 1) 研究時間

研究成果を制約する要因の一つとして、学内委員会等の大学運営業務がある。学内委員会を見直し、2025年度より国際交流センターとコミュニティケア教育研究センター、また、入試広報委員会と広報Web委員会を発展的に統合し、人材の集約とともに各組織の機能強化を図った。引き続き、運営組織の見直しとともに、各学内委員会における業務や教員と職員との役割分担等運営業務の見直しを進めていく。研究成果を制約する要因には、専任教員の欠員に

よる過度な教育負担もある。大学設置基準及び規則等で定めた教員数の基準は満たしているが、ケア専門職を養成することを使命とする本学においては、少人数教育、講義等でのアクティブ・ラーニングの活用、演習・実験、実習等、教育に伴う各教員の時間的制約が大きい。引き続き、専任教員の確保に加え、SA、TA、実習インストラクター等の積極的な活用を進めていく。また、備品や消耗品等の購入、施設使用申請、出張手続き等、学内の事務手続きの効率化等、職員との連携・協働も引き続き進めていく。

##### 2) 研究資金

本学では、大学予算に措置される個人研究費の他、[学術研究等支援特別枠](#)、[コミュニティケア教育研究センター課題研究](#)の制度を有し、研究費助成・交付を行っている。競争的資金等外部研究資金の獲得支援として、科研費申請等をテーマとしたFD・SD研修を実施している。ケア専門職養成のため実務家教員が多く在籍する本学において、外部資金獲得に向けた研究計画書作成等の知識やスキルを修得する研修の必要性は高い。今後は、申請及び獲得後の事務手続き等を支援する職員の知識やスキルを向上する研修等の開催も課題である。

##### 3) 研究人材・組織

研究に付随する多様な業務を担う人材がいなくても研究成果を制約する要因の一つである。教員が研究に専念する時間を確保するとともに、優れた研究成果を継続的に創出するため、研究プロジェクト等をマネジメントする人材を確保する必要がある。本学は、学校教育法第96条に定められた附置研究所にあたるコミュニティケア教育研究センターを有するが、学術研究を支援する研究開発マネジメントを行う専任教職員は配置されていない。学術研究における戦略的な企画調整を行う人材確保及び活用が課題である。

##### 4) 研究環境

本学には、研究専用の施設・設備、機器はほとんどなく、教育施設・設備、機器と共用となっている。新規購入や更新、修理は予算上困難な場合も多く、老朽化も進む。研究に必要な設備・機器へのアクセス確保に向けて、他大学等との設備・機器の共用も含めた学術的な連携・協働を推進していく必要がある。

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容をふまえ、当該評価事項に概ね適合していると判断する。
優れた点	特記すべき優れた点はなかった。
改善を要する点	優れた研究成果の継続的な創出を支援する取り組みを必要とする点

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
①	<b>ICT環境の整備</b> 教育研究上で必要なICT環境が整備されている。	<a href="#">将来構想（ビジョン2026）</a> <a href="#">大学校舎配置図</a> <a href="#">学生生活ガイドブック</a> <a href="#">ネットワーク機器更新等年次計画</a>
②	<b>継続的な研究成果の創出のための環境整備</b> 持続的に優れた研究成果が創出されるよう研究環境の整備や充実等が行われている。	<a href="#">学術研究等支援特別枠に関する規程</a> <a href="#">コミュニケーション教育研究センター課題研究に関する規程</a> <a href="#">受託研究取扱規程</a> <a href="#">共同研究取扱規程</a> <a href="#">研究成果創出支援プロジェクト</a>



## Ⅱ 「基準 2 教育研究の水準の向上」に関する点検評価資料

## 1) 自己分析活動の状況

本学は、その理念及び目的を実現するため、自ら行う教育、研究、組織並びに運営及び施設・設備の状況について継続的に点検・評価し、質保証に努めるとともに改善・向上に取り組んでいる。内部質保証の方針を定め、内部質保証体制を構築し、内部質保証 PDCA スケジュールに沿って計画的な活動を実施している。

2018 年度大学評価において指摘された改善課題への対応として、「将来構想（ビジョン 2026）」及びその計画の実施状況を検証し、新たな内部質保証の方針を策定し、内部質保証を推進する体制を見直した（**取り組み 1 「新たな内部質保証の方針策定と内部質保証体制の見直し」**）。内部質保証推進委員会を中心に各学科、各部局等との役割分担及び責任の所在を明確にし、それを内部質保証体制図に示している。内部質保証の活動を確実に遂行するため、内部質保証 PDCA スケジュールを策定し、それに沿って点検・評価及び改善に関する活動を進めている。

本学の目的は、栄養学、看護学、社会福祉学及び保育学に関する知識・技術の修得に加えて、ケア実践の基盤となる一般教養を深め、総合的な判断力を備えた人間性豊かな職業人の育成である。3つのポリシーは、本学の理念・目的との一貫性・整合性ある内容とし、学内外にわかりやすく表現、公表している。2022 年度には、教養教育、専門教育の一貫性を重視した効果的な教育課程の構築を目指して、内部質保証推進委員会を中心に3つのポリシーの点検・評価及び改善を行った（**取り組み 2 「3つのポリシーの見直し」**）。

2018 年度大学評価において、「学修成果の把握及び評価の取り組みが不十分である」と指摘があったことを受けて、内部質保証推進委員会を中心に学修成果の評価方針を

定め、学修成果の把握・評価及び改善に継続的に取り組む体制等を明示した（**取り組み 3 「学修成果の評価方針の策定」**）。この方針では、教育プログラムに対して、「入学前・入学時」「在学中」「卒業時・卒業後」の3つの時期、さらに「大学全体レベル」「学位プログラムレベル」「授業科目レベル」の3つのレベルで点検・評価を実施することとしている。

2018 年度大学評価において、単位制度の実質化を図る措置が不十分であることも指摘された。内部質保証推進委員会において課題を確認し、IR 推進室において単位数上限や単位制度の実質化の取り組みについて他大学の状況等について情報収集、分析した。それらを検討した結果、上限単位数を減ずるのではなく、部局等を超えて全学的・総合的に学修成果と学修時間の保証に取り組むこととした（**取り組み 4 「学修成果と学修時間を保証する総合的取り組み一現状と課題の共有」**）。確認された課題については、各部局等が連携し、点検・評価、改善を図る。同時に、内部質保証推進委員会において取り組みや改善の状況を把握し、支援する体制を整備している。

2018 年度大学評価及び参加会による外部評価等において、継続的な研究成果創出のための環境整備が不十分であるとの指摘、助言を受けたが、改善及び点検・評価の体制は整備されてこなかった。そこで、2025 年度 4 月、優れた研究成果の継続的創出を支援する体制等を構築するため、研究成果創出支援プロジェクトを部局長会議内に設置した（**取り組み 5 「研究成果創出支援プロジェクトの設置」**）。このプロジェクトでは、情報収集、調査・分析、支援戦略の提案、試行とその評価等を通して、既存制度等の見直しを含めた新たな支援体制の構築を目指す。

## 2) 自己分析活動の取り組み（目次）

※学修成果の適切な把握及び評価、並びに継続的な研究成果の創出のための環境整備に関する取り組み等をそれぞれ1つ以上記述します

No.	タイトル	ページ数
1	新たな内部質保証の方針策定と内部質保証体制の見直し	37
2	3つのポリシーの見直し	38
3	学修成果の評価方針の策定【学修成果】	39
4	学修成果と学修時間を保証する総合的取り組み一現状と課題の共有	40
5	研究成果創出支援プロジェクトの設置【研究環境整備】	41

### 3) 自己分析活動の取組み

<b>タイトル</b> (No. 1)	新たな内部質保証の方針策定と内部質保証体制の見直し
<b>分析の背景</b>	<p>本学の理念、目的を実現するため、本学は自ら行う教育、研究、組織並びに運営及び施設・設備の状況について継続的に点検・評価するとともに改善・向上に取り組むため、内部質保証の方針を定め、内部質保証体制を構築し、内部質保証 PDCA スケジュールに沿って計画的な取り組みを行っている。</p>
<b>分析の内容</b>	<p>本学は、2016 年度に「教育」「研究」「教育研究組織・教員の資質向上」「教育研究の環境」「学生支援」「社会連携・社会貢献」「大学運営・財務・学生確保」に「質保証と本構想の検証」を加えた 8 分野について全学的評価を行い、各分野の課題を明らかにした。これを受けて「将来構想(ビジョン 2026)」を策定し、8 分野の実施計画を整備した。「質保証と本構想の検証」の分野においては、「自己点検・評価や外部評価を定期的実施し、その評価結果を教育研究及び大学運営の改革・改善に反映させる」こと、将来構想及び実施計画について「内部質保証推進委員会、学科レベル、委員会レベル、全学レベルで定期的な検証と必要に応じた見直しを行う」ことを基本方針とした。</p> <p>しかし、2018 年度大学評価では、内部質保証推進委員会の活動権限の不明確さや全学組織との役割分担のあいまいさ、各学科等及び質保証体制全体の適切性を定期的に点検・評価する仕組みの不備が改善課題として指摘された。これを受けて内部質保証推進委員会は、将来構想の計画実施状況を総括的に点検するとともに、他大学の内部質保証体制や累次の中教審答申等に基づく高等教育の動向を調査し、2024 年度には新たな内部質保証の方針（以下、新方針）を策定した。新方針では、大学全体・各学科（学位プログラム）・各部署等における質保証の役割と責任とともに、全教職員及び学生の内部質保証における役割と責任についても明確化し、各構成員が連携・協働して質保証に取り組むことを示した。また、点検・評価の対象を「入学前・入学時」「在学中」「卒業時・卒業後」の 3 時期、「大学全体」「学位プログラム」「授業科目」の 3 レベルで構造化し、体系的・継続的な自己点検を可能とする PDCA サイクルを導入した。新方針の見直しは 7 年ごとに実施され、長期的な視点に基づく内部質保証体制の持続的改善が図られる仕組みとなっている。教職員に対しては、教授会等を通じて新方針や内部質保証体制図、内部質保証 PDCA スケジュールを共有している。また、FD・SD 委員会では、教職員を対象とした内部質保証に関する研修等を企画・実施している。新方針、内部質保証体制図及び内部質保証 PDCA スケジュールは、公式ホームページ等において広く社会に公表している。</p> <p>2023 年度計画より年度ごとに「将来構想実施状況評価シート」を用いて各分野の実施状況について評価し、学科レベル、委員会レベル、全学レベルで次年度の取り組み課題を確認し、継続的な情報収集・分析と改善を図ることとした。2024 年度の課題として、学修成果の評価方針及び多様な評価指標を活用した点検評価及び改善を継続的に図る組織的取り組み体制が必要であることが確認され、IR 推進室における教学に関する情報収集、分析の取り組みを強化した。また、研究活動支援体制の整備が必要であることを課題とし、2025 年 4 月に研究成果創出支援プロジェクトを設置した。</p> <p>今後は、こうした体制と仕組みに基づく取り組みの成果について、IR 推進室を中心として定量的・定性的に把握・分析、可視化することにより、内部質保証の効果を高め、その情報公表により社会に対する説明責任を果たし、教育の質向上を目指していくこと、学生への周知や学生参画の仕組みの整備が課題である。</p>
<b>自己評価</b>	<p>本学は、全学的評価と将来構想の実施計画を通して内部質保証の体系化と体制整備を段階的に進めてきた。2024 年度以降の新方針策定と PDCA スケジュールの導入により、体系的・継続的な取り組みが整備されつつある。今後は、IR 推進室の機能強化を中心に成果の可視化・社会への説明責任・学生参画の仕組みづくりを進めることにより、内部質保証の実効性を高めることが課題である。</p>
<b>関連資料</b>	<p><a href="#">将来構想（ビジョン 2026）</a>  <a href="#">名寄市立大学内部質保証の方針</a>  <a href="#">内部質保証体制図</a>  <a href="#">内部質保証 PDCA スケジュール</a></p>

<b>タイトル (No. 2)</b>	3つのポリシーの見直し
<b>分析の背景</b>	3つのポリシーは教育の質保証における核となるものであり、本学の理念・目的をふまえた一貫性・整合性のあるものでなければならない。本学では、専門教育の基盤となる教養教育の充実を特色としているが、各学科のDP及びCPに教養教育が位置づけられていなかったため、全学的な取り組みとして見直しを行った。
<b>分析の内容</b>	<p>2022年度、内部質保証推進委員会では、3つのポリシーの点検・評価を行った。その結果、教養教育の学修成果・教育成果として獲得すべき能力が明示されていないこと、教養教育が各学科のDP及びCPに反映されていないことが課題としてあげられた。本学の教養教育は、各学科の専門教育に必要な基礎的な知識や技術を修得するだけでなく、多面的理解や総合的な洞察力・判断力の基盤となる広く豊かな世界観を有する人格・姿勢を持った人間を育成することを目的としており、本学の教育課程の特色の一つである。教養教育と専門教育との一貫性を担保し、DPに示した学修目標の達成を実現する教育課程を編成・実施することを目指し、3つのポリシーの見直しを行った。</p> <p>学長を委員長とする内部質保証推進委員会において、見直しの方向性及び策定単位を確認、作業の全体的統括を行った。策定単位はこれまで同様に学位プログラムを有する各学科とした。策定において全教職員の理解と参画を図るため、教務部長をチーフとし、各学科から推薦された教員メンバーによるワーキング・グループを組織した。見直しは以下の手順で進められた。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 現行の3つのポリシー策定経過の確認、読み合わせと理解の深化</li> <li>(2) 他大学の3つのポリシーに関する情報収集と読み合わせ、理解の深化</li> <li>(3) 本学の教育課程における教養教育の意義と位置づけの明確化</li> <li>(4) 策定単位の確認と策定単位毎の3つのポリシー案の作成</li> <li>(5) 各学科での3つのポリシー案の検討、意見集約</li> <li>(6) 内部質保証推進委員会における検討経過の確認、最終案の作成</li> <li>(7) 教授会での審議、決定</li> <li>(8) 公式ホームページ等での公表</li> </ol> <p>各学科等会議で検討を進めるとともに、学部としての一貫性及び各学科間の整合性はワーキング・グループ及び内部質保証推進委員会で確認しながら策定作業を進めた。内部質保証推進委員会で最終案をまとめ、教授会での協議、審議を経て、決定した。決定した3つのポリシーは、速やかに公式ホームページ等で公表し、入学者選抜の検討、シラバスやカリキュラム・マップ、カリキュラム・ツリーの検討、単位制度の実質化や学修支援の検討等の指標として活用している。</p> <p>今後は、策定した3つのポリシーについて、内部質保証推進委員会が中心となり、IR推進室と連携して学修成果の把握、可視化を進め、検証及び点検・評価、改善を図っていくことが課題である。</p>
<b>自己評価</b>	本学は、2022年度に内部質保証推進委員会において3つのポリシーの点検・評価を実施し、教養教育の学修成果・教育成果として獲得すべき能力が各学科のポリシーに十分に反映されていないことを課題として抽出した。教養教育、専門教育を一貫性のあるものとし、効果的に実施することを目指し、全教職員の参画を得て見直しを行い、見直し策定後は教育課程設計や学修支援体制の指針として活用している。今後は、内部質保証推進委員会が中心となり、IR推進室と連携し、3つのポリシーの活用効果を定量・定性的に把握し、改善につなげる体制の強化を図っていく。
<b>関連資料</b>	<a href="#">名寄市立大学の理念・目的</a> 、 <a href="#">3つのポリシー</a> <a href="#">内部質保証推進委員会規程</a> <a href="#">履修 GUIDE</a> <a href="#">大学案内</a>

<b>タイトル</b> (No. 3)	学修成果の評価方針の策定【学修成果】																
<b>分析の背景</b>	<p>3つのポリシーを見直し、それらに基づく教育課程を可視化するカリキュラム・マップ、カリキュラム・ツリーを作成したが、学修成果・教育成果を教育の目標に則して評価するために必要な情報を把握・可視化する必要があった。そのため、学修成果の評価方針（以下、評価方針）を定め、学修成果の把握・評価を行い、教育の質保証及び教育活動の改善に継続的に取り組むこととした。</p>																
<b>分析の内容</b>	<p>2018年度大学評価において「学修成果の把握及び評価の取り組みが不十分である」との指摘があり、内部質保証推進委員会において学修成果・教育成果に関する情報の収集・分析が体系的、継続的に行われていないことを課題として確認した。教育の質を保証するとともに教育活動の継続的改善を図るため、評価方針を定め、DPに示された学修成果の修得状況及びCP、APに示された教育活動の成果について多面的、総合的に点検評価を行い、改善を図ることを確認した。</p> <p>内部質保証推進委員会において策定の方向性を確認し、教務部長が素案を作成、内部質保証推進委員会での検討を経て、教授会にて審議、決定した。評価方針は、本学が提供する教育プログラムに対して、定期的に点検・評価を行う手続きを定めている。評価は、入学前・入学時、在学中、卒業時・卒業後の3つの時期、大学全体レベル、学位プログラムレベル、授業科目レベルの3つのレベルで実施することを定めている。決定した方針は、公式ホームページ等で広く公表している。</p> <p>表 II-3-1 評価に用いる指標</p> <table border="1" data-bbox="368 949 1474 1364"> <thead> <tr> <th></th> <th>入学前・入学時</th> <th>在学中</th> <th>卒業時・卒業後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大学全体レベル</td> <td>           入学者選抜書類 (志望動機)            入学者選抜結果            入学時調査         </td> <td>           学生生活実態調査 (学修時間等)            学生生活満足度調査 (成長実感・満足度)            モニタリング調査         </td> <td>           卒業時調査            卒業生調査            雇用者調査         </td> </tr> <tr> <td>学位プログラムレベル (学科等)</td> <td>           入学者選抜書類 (志望動機)            入学者選抜結果            入学時調査            個別面談         </td> <td>           履修登録状況            単位修得状況            単年度 GPA            進級率            退学率・退学理由            休学率・休学理由            個別面談         </td> <td>           学位取得状況            資格・免許取得状況            進学率            就職率            累積 GPA            卒業研究等の水準         </td> </tr> <tr> <td>授業科目レベル</td> <td>クラス分け試験(英語)</td> <td>成績評価分布・動向 授業評価アンケート</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>学修成果の評価及びその活用、学修成果の評価 PDCA スケジュールを定め、それに沿って学長を委員長とする内部質保証推進委員会が評価全体を統括する。副学長を統括責任者とする IR 推進室を中心に、各所管部局等と協力して情報収集、分析を行う。毎年度各レベルで実施するモニタリングの他、大学全体レベル、学位プログラムレベルにおいては7年に一度のレビューを行う。方針は、7年に一度のレビューと合わせて点検・評価、改善する。把握した情報及びその分析結果、点検・評価の結果は、わかりやすい内容と表現で広く社会に公表することとしている。</p> <p>入学者選抜に関連する点検評価から、2026年度入学者選抜から社会福祉学科・社会保育学科で、2027年度入試から栄養学科・看護学科で総合型選抜を導入することとした。また、入学時調査の結果から、オープンキャンパスのプログラム見直し、入学前オリエンテーションの実施検討等に着手している。</p>		入学前・入学時	在学中	卒業時・卒業後	大学全体レベル	入学者選抜書類 (志望動機) 入学者選抜結果 入学時調査	学生生活実態調査 (学修時間等) 学生生活満足度調査 (成長実感・満足度) モニタリング調査	卒業時調査 卒業生調査 雇用者調査	学位プログラムレベル (学科等)	入学者選抜書類 (志望動機) 入学者選抜結果 入学時調査 個別面談	履修登録状況 単位修得状況 単年度 GPA 進級率 退学率・退学理由 休学率・休学理由 個別面談	学位取得状況 資格・免許取得状況 進学率 就職率 累積 GPA 卒業研究等の水準	授業科目レベル	クラス分け試験(英語)	成績評価分布・動向 授業評価アンケート	
	入学前・入学時	在学中	卒業時・卒業後														
大学全体レベル	入学者選抜書類 (志望動機) 入学者選抜結果 入学時調査	学生生活実態調査 (学修時間等) 学生生活満足度調査 (成長実感・満足度) モニタリング調査	卒業時調査 卒業生調査 雇用者調査														
学位プログラムレベル (学科等)	入学者選抜書類 (志望動機) 入学者選抜結果 入学時調査 個別面談	履修登録状況 単位修得状況 単年度 GPA 進級率 退学率・退学理由 休学率・休学理由 個別面談	学位取得状況 資格・免許取得状況 進学率 就職率 累積 GPA 卒業研究等の水準														
授業科目レベル	クラス分け試験(英語)	成績評価分布・動向 授業評価アンケート															
<b>自己評価</b>	<p>2018年度大学評価を契機に、学修成果・教育成果の評価方針を策定し、入学前から卒業後までの3時期、大学全体・学位プログラム・授業科目の3レベルで点検・評価を行う体制を整備した。IR推進室を中心に情報収集・分析を実施し、定期的モニタリングと7年ごとのレビューを組み合わせて継続的な質保証を行っている。評価は、入学者選抜の方法や入試広報活動、教育活動の改善に活用している。</p>																
<b>関連資料</b>	<a href="#">学修成果の評価方針</a> <a href="#">学修成果の評価及びその活用</a> 、 <a href="#">学修成果の評価 PDCA スケジュール</a> <a href="#">2025年度入学時調査実施要項</a>																

<b>タイトル</b> (No. 4)	学修成果と学修時間を保証する総合的取り組み—現状と課題の共有
<b>分析の背景</b>	<p>本学では、CAP 制を導入し、単位数上限を 50 単位としているが、資格・免許取得のため上限を超えて履修しなければならない学生も少なくない。そのため、学修成果と学修時間を保証する総合的な取り組みについて部局等を超えて全学的に行うべく、現状と課題の共有を図り、点検・評価と改善に戦略的に取り組んでいる。</p>
<b>分析の内容</b>	<p>組織的な履修指導や履修科目登録数の上限設定（CAP 制）等により学生の主体的な学修を促し、1 単位あたり 45 時間の学修量を確保するための取り組みが求められる。本学では、CAP 制による単位数上限を 50 単位としているが、2018 年度大学評価において、上限を超えて履修登録することが認められており、単位実質化を図る措置が不十分でないことが指摘されていた。内部質保証推進委員会において、単位制度の実質化に向けた取り組みが課題であることを確認し、IR 推進室を中心に他大学の状況等を情報収集した。それらをふまえ、上限を見直し、単位数を減ずるのではなく、学修成果と学修時間を保証するため、部局を超えた全学的、総合的な取り組みを行うこととした。</p> <p>表 II-4-1 学修成果と学修時間を保証する総合的取り組み</p> <p>● 学修時間確保のための制度整備    ・ 授業回数確保：学年層を調整し、各科目の所定回数確保    ・ 時間割調整：曜日、1日の時間数、平日開講と集中講義のバランス    ・ GPA制度：選択課程履修者選考、成績不振者への個別指導    ・ CAP制（履修単位数の上限設定）：超過履修者への個別指導</p> <p>● 主体的学修を支援する情報提供    ・ 成績評価基準の明示：規程化、履修GUIDE掲載、ガイダンス    ・ 履修モデルの提示：超過履修者への個別指導    ・ 履修ガイダンス：単位制度の周知    ・ シラバス：DPとの関連、学習到達目標、予習・復習の明示    ✓ 課題1：進級要件の明示（規程化）    ✓ 課題2：教育課程の可視化カリキュラム・マップ、カリキュラム・ツリーの作成</p> <p>● 学生の主体的学修を支える取り組みの改善    課題：各学位プログラムのモニタリングと定期的なレビュー</p> <p>● ファカルティ・ディベロップメント    ・ FD・SD活動方針の明確化、明示    ・ 各研修の目的・到達目標を明示    ・ FD・SD研修の計画的実施    ✓ 課題1：教育の質保証、評価指標に関する研修    課題2：研修成果の評価（ルーブリック活用等）</p> <p>● ティーチング・ポートフォリオ    課題：定期的な各教員の教育活動の振り返り（教員の過度な負担にならない方法の検討）</p> <p>● 授業設計・授業方法の工夫    ・ 少人数教育    ・ ICT、LMS活用：コロナ禍に充実    課題1：課題提示や小テスト実施、問題解決型学習、反転授業等の組織的な取り組み    課題2：担当時間数、学務分掌等の教員間の不均衡是正</p> <p>● 学生個々へのきめ細やかな対応    ・ 学年担当制、ゼミ担当制等    ・ 随時の個別面談</p> <p>● 実態調査    ・ 学生生活実態調査    ・ 学生生活満足度調査    ・ 大学IRコンソーシアム調査</p> <p>● 学生によるカリキュラム・モニタリング    ✓ 課題1「授業評価アンケート」の改善    課題2「カリキュラム・レビュー会議」の開催    課題3「カリキュラム・モニタリング調査」の実施</p> <p>● 学生の主体的学修を支援する活動    課題1：ルーブリックの活用（特にDPに関連深い科目）    課題2：ラーニング・ポートフォリオの活用</p> <p>学修時間確保を支える経済的支援    授業料等の減免    めいだい奨学金（給付型）    地元就業助成金    大学後援会による支援事業等</p> <p>学習環境の整備    図書館の開館日・開館時間    自習スペース    グループ学習スペース    ラーニング・コモンズ    LMS (Moodle, Teams)</p> <p>IR推進室による教学IR    （客観的指標による評価と分析）    履修登録状況    GPAの推移    進級・卒業状況    図書館利用状況</p> <p>✓ 課題    内部質保証システムの構築    学修成果と学修時間を保証する    取り組みの組織的、継続的な改善    について責任の所在を明確化</p>
<b>自己評価</b>	<p>確認された課題は、各所管部局で取り組み、点検・評価、改善を図るとともに、内部質保証推進委員会で取り組みや改善の状況を把握し、統括している。IR 推進室との協力により成果の可視化、分析・検証し、わかりやすい内容と表現で広く社会に公表することとしている。</p> <p>この取り組みにより、2024 年度に進級要件を明示した進級判定に関する規程を策定、教育課程を可視化したカリキュラム・マップ、カリキュラム・ツリーを作成した。また、FD・SD 委員会により教職員を対象とした教育の質保証に関する研修を開催している。</p>
<b>関連資料</b>	<p><a href="#">進級判定に関する規程</a>  <a href="#">カリキュラム・マップ、カリキュラム・ツリー</a></p>

<b>タイトル</b> (No. 5)	<b>研究成果創出支援プロジェクトの設置【研究環境整備】</b>
<b>分析の背景</b>	<p>2018年度大学評価において、教育研究活動を支援する環境整備として、方針で示している研究時間を確保するための制度等を設けていないこと、教育研究活動を支援する環境の点検・評価及び改善・向上を図る全学的な仕組みが整備されていないことが指摘された。内部質保証推進委員会を中心に点検・評価を行い、業務の平準化を進め、管理運営業務の負担を軽減するため、学内委員会等の再編を行うことを確認したが、実施に至っていなかった。本学の理念・目的を実現し、使命を果たすため、優れた研究成果の継続的創出を支援する取り組みを提案、試行し、その成果の評価・分析から研究支援に関する全学的な組織体制等の整備を3か年で行う「研究成果創出支援プロジェクト」を設置することとした。</p>
<b>分析の内容</b>	<p>本学では、「将来構想（ビジョン2026）」に研究に関する基本方針を定め、研究活動の活性化・研究力の強化、地域課題を対象とした調査研究の推進、研究成果の社会への還元を実施計画にあげている。しかし、2018年度大学評価においては、教育研究活動を支援する環境整備として、方針で示している研究時間を確保するための制度等を設けていないこと、教育研究活動を支援する環境の点検・評価及び改善・向上を図る全学的な仕組みが整備されていないことが指摘された。内部質保証推進委員会を中心に点検・評価を行い、研究環境整備に向けて業務の平準化を進め、管理運営業務の負担を軽減するため、学内委員会等の再編を行うこととし、改善状況報告を行った。参与会による外部評価においても、教員の活動状況調査及び学内委員会等の再編を引き続き検討することが求められたが、いずれも現在まで実施及び成果検証には至っていない。</p> <p>過疎、少子高齢化、地域経済の衰退等、刻々と地域の諸問題が深刻化するなかで、道北地域における高等教育の機会確保、地域の諸問題への対応において、本学が教育研究活動を通して果たすべき責務は重い。しかし、これまで教育と研究との関係や教育研究組織、教員、職員の在り方について、本学における議論は十分ではなかった。さらに、個々の教員が教育活動、研究活動等において果たすべき役割の明確化やその最適化を図る組織的・総合的な取り組みはなかった。全ての教員が継続的に優れた研究成果を創出できる環境の整備及びその情報公表は、教員確保の観点からも重要である。そこで、本学の理念・目的を実現し、その使命を果たすため、優れた研究成果の継続的創出を支援する取り組みを提案、試行し、その成果の評価・分析から研究支援に関する全学的な組織体制等の整備を行う「研究成果創出支援プロジェクト」を設置することとした。プロジェクトは、学長のもと部局長会議に置き、副学長を統括責任者とし、学部長、教務部長、総務課長により組織する。研究成果の継続的創出を支援する体制等の整備を3か年で目指し、以下の任務を遂行する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 研究支援に関する調査、分析</li> <li>(2) 他大学等の研究支援に関する情報収集、比較分析</li> <li>(3) 既存制度の見直しを含む研究支援の戦略提案、試験的实施と評価</li> <li>(4) 研究支援に関する取り組みの点検・評価と情報公表</li> <li>(5) 研究支援に取り組む全学的組織体制の構築</li> </ol> <p>プロジェクトの進捗状況等の管理、点検・評価及び改善については、学長の責任のもと部局長会議が行い、内部質保証推進委員会に報告する。2025年4月始動を目指して学内での協議も含めて準備を進めているため、現時点での成果はないが、学長の責任のもと活動の推進、定期的な点検・評価及び改善を着実に進めていく予定である。</p>
<b>自己評価</b>	<p>研究環境整備の遅れに関する大学評価の指摘を受けて、2025年度に研究成果創出支援プロジェクトを設置、研究活動に関する調査・分析、制度見直しの提案・試行、全学的体制の構築を段階的に進めることとした。学長の責任のもと副学長を統括責任者とし、部局長会議と連携して点検・評価・改善を行う体制を整備した。今後、情報の可視化と公表を図り、継続的な仕組みづくりを推進する。</p>
<b>関連資料</b>	<p><a href="#">名寄市立大学に対する大学評価（認証評価）結果</a> 継続的な研究成果創出のための環境整備：<a href="#">研究成果創出支援プロジェクト</a></p>



### Ⅲ 「基準 3 特色ある教育研究の進展」に関する点検評価資料

## 1) 特色ある教育研究の状況

<p>本学は、「ケアの未来をひらき、小さくてもきらりと光る大学」を理念に掲げ、道北地域の保健・医療・福祉及び保育、教育の質向上と人材育成を使命として、教育研究活動を進めてきた。2020年度以降、新型コロナウイルス感染症による制約下にあっても、「将来構想（ビジョン2026）」に基づき、地域に根差した教育研究、地域貢献の取り組みを継続している。本学の教育研究活動は、地域課題と密接に結びついた実践的、協働的な取り組みに特徴があり、地域における知の拠点としての役割を果たしている。</p> <p>「学士力」等、大学において育成すべき能力・資質及びその育成のための大学教育のあり方の質的転換が進む。本学では教養教育を重視し、初年次教育として4学科混成の少人数ゼミナール形式による「基礎演習」を開講している（<b>取り組み1「4学科混成少人数ゼミナールによる初年次教育：基礎演習」</b>）。異なる専門分野の学生が協働して学ぶことにより、専門教育の基盤となる「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」「知識・技能を活用して、自ら課題を発見しその解決に向けて探究し、成果等を表現するために必要な思考力・判断力・表現力等の能力」等を涵養している。</p> <p>保健・医療・福祉、保育及び教育分野のケア専門職の養成において、地域を教育フィールドとして活用し、地域課題の理解と解決に取り組む中で連携と協働のスキルを修得することを目指す「保健医療福祉連携教育科目」を学科横断的に開講し、全ての学科で必修としている。保健・医療・福祉分野に限定せず、実践例に学び、専門職間で連携・協働を行うための能力を修得する「地域系 IPE（名寄モデル）」として教育研究を継続している（<b>取り組み2「専門性を超えた連携と協働：連携教育」</b>）。</p> <p>本学は、道北地域における保健・医療・福祉及び保育、教育の充実・発展及び地域並びに産業の振興に住民と連携</p>	<p>して取り組み、教育・研究の発展に資する地域貢献を図ることを目的としてコミュニティケア教育研究センターを設置している。学内外の理解と協働により研究及び先駆的活動、地域貢献・地域交流等に取り組み、学生に対しては実践的な学びの場や機会を提供している（<b>取り組み3「地域をフィールドとした教育研究と人材育成：コミュニティケア教育研究センター」</b>）。</p> <p>過疎、少子高齢化、地域経済の衰退等、刻々と地域の諸問題が深刻化するなかで、道北地域の農業における人手不足の課題に対応して、2018年度より援農有償ボランティア事業を開始した。有償ボランティアを通じて、農家・学生が互いに成果を得ながら相互理解を深めていくことを目的としている。単なる農業アルバイトではなく、農と食のつながりを理解する「食農教育」と農村部における生活環境に対する学生の理解を深める教育アプローチであるとともに、地域産業の大きな課題である労働力不足への支援として、地域課題の解決を図る研究アプローチでもある（<b>取り組み4「援農有償ボランティア事業による食農教育と地域理解」</b>）。</p> <p>教育研究の質向上と大学運営の実効性を高めるため、教職協働による教育の質保証を促進することを意図した研修を実施している（<b>取り組み5「教育研究活動を支える教職協働に向けたFD・SD研修」</b>）。教員と職員が課題を共有し、改善に取り組む体制づくりを通して、教育研究を支える基盤強化を図っている。</p> <p>これらの取り組みはいずれも、本学の理念と設置の趣旨に則り、道北地域の社会的要請に応えるものである。今後は、各取り組みの成果を定量的・定性的に把握・分析し、内部質保証の枠組みのなかで点検・評価を継続することにより、実効性ある教育研究体制を構築していくこと、教職協働のさらなる深化と地域との連携の質向上を図り、教育研究の持続的発展を図ることが課題である。</p>
--	---

## 2) 特色ある教育研究の取組み（目次）

No.	タイトル	ページ数
1	4学科混成少人数ゼミナールによる初年次教育：基礎演習	45
2	専門性を超えた連携と協働：連携教育	46
3	地域をフィールドとした教育研究と人材育成：コミュニティケア教育研究センター	47
4	援農有償ボランティア事業による食農教育と地域理解	48
5	教育研究活動を支える教職協働に向けたFD・SD研修	49

### 3) 特色ある教育研究の取組み

<b>タイトル</b> (No. 1)	4 学科混成少人数ゼミナールによる初年次教育：基礎演習
<b>取組の概要</b>	<p>教養教育部の CP に掲げた能力を涵養するため、1 年次通年の教養教育科目として基礎演習を開講している。4 学科混成の学生 10 名程度による少人数グループを 1～2 名の専任教員が担当し、大学で学ぶために必要な基本的リテラシー及びコミュニケーション能力及び自ら考え、主体的に学ぶための汎用的技能の修得を目指している。基礎演習は、専門教育の基盤となる知識・技能を修得する他、初年次の学生にとって人間関係づくり、居場所や必要な支援の提供等、多様な側面を有する。</p>
<b>取組の成果</b>	<p>教養教育部はその CP において、「大学で学ぶ上で基礎となる知識や技術を修得するとともに、多面的理解や総合的な洞察力・判断力の基礎となる広く豊かな世界観を有する人格・姿勢を備えた人材の育成」を目標とすると示している。単に知識量を増やすことや専門教育の入門教育ではなく、学科の専門性の枠を超えて、本学学生に共通して求められる自ら考え、主体的に学ぶための汎用的技能の修得を学生に求めている。基礎演習は、1 年次通年の教養教育科目として開講している。大学で学ぶために必要な基本的リテラシー（読み書き能力）及びコミュニケーション力、入学時までの学習・教育の成果である生きる力、確かな学力を基礎とし、主体性を持って多様な人々と協力して問題を発見し解を見いだしていく能動的な学修態度等、累次の答申類、関係法令に明示された学生が修得すべき能力・資質の基礎を涵養する科目として位置付けている。</p> <p>4 学科混成の学生 10 名程度を 1～2 名の専任教員（教養教育部及び各学科から推薦された教員）が担当し、ゼミナール形式で開講している。基礎演習の学修到達目標、授業の概要、授業計画、成績評価等については、シラバスの公開により学生及び全教職員、また、広く社会に共有されている。成績評価には観点別評価表を採用しており、評価項目及び評価基準が学生に明示されている。本学では、多くの学生が大学入学を機に親元を離れて単身生活をするが、学生生活の自由さは一方で学生生活への不安につながる。基礎演習の少人数グループは、小中学校、高等学校における学級ほどの堅固な枠組みではないが、緩やかな、しかし、受容感のある「居場所」ともなっている。また、基礎演習の少人数グループにおいて形成された学科を超えた関係性は、在学中はもちろん卒業後においても継続され、さまざまな専門性を有する人とのつながりを作り出している。基礎演習に対する授業評価アンケートは、担当する教員によって若干のばらつきはあるが、いずれの項目においても概ね全科目平均を上回る評価となっている。</p> <p>毎年度、全教職員対象の「基礎演習報告会」を開催し、年間計画、開講状況及び学修成果・教育成果の点検・評価と課題の明確化、改善方法を協議、検討している。この報告会は、基礎演習の学修到達目標、活動の内容、評価の基準等について、教職員の理解を深める FD・SD 研修を兼ねている。また、新たに基礎演習を担当する教員の研修機会も兼ねている。</p> <p>基礎演習については、シラバスを公表している他、公式ホームページにおいて教養教育カリキュラムの一つとして紹介している。基礎演習は、本学が小規模だからこそ実現する初年次教育であり、基本的リテラシー等の修得にとどまらず、ケア専門職としての能力・資質の涵養、学生支援・学修支援の視点においても成果を得られている。今後はより積極的な情報発信を行っていく。</p>
<b>自己評価</b>	<p>基礎演習は、4 学科混成の少人数ゼミナール形式で開講し、大学で学ぶための汎用的技能や学修態度を養成する初年次教育である。成績評価には観点別評価表を用い、授業評価アンケートでも高評価を得ている。学科を超えた関係性は学生の居場所形成にも寄与しており、卒業後もつながりが継続されている。毎年の報告会では教職員全体で点検・評価と改善を行い、FD・SD 研修も兼ねている。今後は、積極的な情報発信を通して教育の特色と成果を広く共有していくことが課題である。</p>
<b>関連資料</b>	<p><u>シラバス（基礎演習）</u> <u>履修 GUIDE</u></p>

<b>タイトル</b> (No. 2)	専門性を超えた連携と協働：連携教育
<b>取組の概要</b>	<p>専門性を超えた連携と協働のもとで活動を行うことのできる専門職を養成するため、4学科共通の保健医療福祉連携教育科目を専門教育科目として配置している。地域を教育フィールドとして活用し、学生は地域課題の理解と解決に取り組む中で連携と協働のスキルを修得する。保健医療福祉分野に限定せず、実践例に学び、広く専門職間で連携・協働を行うための能力を修得する「地域系 IPE (名寄モデル)」として教育研究を継続している。</p>
<b>取組の成果</b>	<p>専門性を超えた連携と協働のもとで活動できる専門職の養成を目的とし、地域を教育のフィールドとして活用し、地域課題の理解と解決への取り組みから連携と協働の知識・技能を修得する「保健医療福祉連携教育科目」を「専門教育科目」(必修)として配置している。</p> <p>保健・医療・福祉分野の専門職養成が専門性の確立に注力し、連携・協働の教育が軽視されてきたことに対応し、多職種と連携・協働するために必要なコンピテンシーを修得するため、多職種(専門職)連携教育(IPE=Inter-professional Education)と呼ばれる教育課程とし、JAIPE(日本保健医療福祉連携教育学会)の「医療保健福祉分野の多職種連携コンピテンシーモデル」に準拠し、3年間の積み上げ型教育を行っている。IPEのフィールドとして地域を活用していることが特徴であり、保健医療福祉分野に限定せず、広く専門職間で連携・協働を行うための能力獲得や実践例の確認を行うことができる。これを「地域系 IPE (名寄モデル)」として教育研究を継続している。</p> <p>教務委員会のもとに各学科等から推薦された教員による連携教育委員会を置き、教育課程の計画、実施、評価及び改善を図っている。それぞれの科目は、各学科及び教養教育部の専任教員が分担して担当する。委員会は、毎年度連携教育説明会を開催、合わせて担当教員への個別のオリエンテーションを実施することにより、全教職員の理解を深め、連携・協働した取り組みを行っている。</p> <p>連携教育については、2018年度大学評価において、「保健・医療・福祉の連携と協働を支え得る専門職に寄与する取り組みであり、大学の目的に資するもの」として高く評価されるとともに、その研究成果は学会等においても高く評価されている。</p> <div data-bbox="718 896 1356 1612"> <p><b>■協働的能力を学ぶための多職種連携コンピテンシーモデル</b> (2016,JAIPE準拠)</p> <p><b>■地域をフィールドとした積み上げ型IPE(地域系IPE・名寄モデル)</b></p> <p><b>第1段階</b> 地域との協働Ⅰ      ・職種(学科)間で連携・協働の基礎を学ぶ      ・多様性の受入、カンファレンスの技術</p> <p><b>第2段階</b> 地域との協働Ⅱ      ・専門職の基礎知識を元に地域課題の解決に取り組む中で…      ・単純な課題解決では無く対人援助職としての役割を意識      ・チームビルディング、共通の目的設定と共有、自らの役割を意識</p> <p><b>第3段階</b> 地域との協働Ⅲ      ・専門職として地域課題に取り組む中で…      ・チームのマネジメント、リーダーシップを行う      ・具体的な連携・統合の事例を学び、カンファレンスで自らの考え方を共有</p> <p>保健医療福祉連携論</p> </div>
<b>自己評価</b>	<p>本学では、地域をフィールドに3年間の積み上げ型で実施する「保健医療福祉連携教育科目」を必修科目として配置し、専門性を超えた連携・協働の力を育成している。JAIPEのコンピテンシーモデルに準拠し、「地域系 IPE (名寄モデル)」として実践的に展開している点が特徴である。教務委員会のもとに設置された連携教育委員会により、全学的に計画・実施・評価・改善を行っており、学会等においても高く評価されている。今後は、学生の学修成果の定量的可視化による教育効果の明確化が課題である。</p>
<b>関連資料</b>	<p><a href="#">名寄市立大学連携教育委員会規程</a>、<a href="#">シラバス</a>、<a href="#">履修 GUIDE</a>          石川貴彦・播本雅津子・松浦智和(2021)：地域社会のケアに多職種連携で取り組む地域系 IPE モデル. 日本保健医療福祉連携教育学会学術誌, 14(1), 12-22.</p>

<b>タイトル (No. 3)</b>	地域をフィールドとした教育研究と人材育成：コミュニティケア教育研究センター
<b>取組の概要</b>	<p>本学の理念・目的の実現のため、道北地域における保健・医療・福祉及び保育、教育の充実・発展及び地域並びに産業の振興に住民と連携して取り組み、教育・研究の発展に資する地域貢献を図ることを目的としてコミュニティケア教育研究センターを設置している。学内外の理解と協働により研究及び先駆的活動、地域貢献・地域交流等への取り組みは継続的、効果的なものとなっており、確実な点検・評価、改善が行われる仕組みを整えている。その成果は、大学評価等においても高い評価を受けている。</p>
<b>取組の成果</b>	<p>本学は、教育研究及び社会貢献活動のさらなる充実を図り、本学の理念・目的を実現するため、コミュニティケア教育研究センター（以下、センター）を設置している。センターは、道北地域における保健・医療・福祉及び保育、教育の充実・発展及び地域並びに産業の振興に住民と連携して取り組み、教育・研究の発展に資する地域貢献を図ることを目的としている。設置にあたっては、教授会等、学内での検討に加え、市議会等、学外関係者等への説明や意見交換も行き、理解を得た。将来構想(ビジョン2026)に社会連携・貢献の基本方針を明示し、地域社会と大学及び教育・実践・研究の橋渡し拠点としてセンター機能の充実を引き続き図ることとし、10年の実施計画に基づき継続的な活動に取り組んでいる。2025年度より、国際交流に関する業務を所管事項に加え、機能強化を図った。</p> <p>センターには、学長の推薦によりセンター評議員会の議を経て名寄市長が任命するセンター長の他、副センター長、研究員、特任研究員及び事務職員を置く。センター事業の企画、実施、評価及び改善を行う企画運営会議を設置し、各学科等から推薦された委員、事務職員員、専門職員から構成する。センターの目的達成に必要な連携・協働を推進するため、保健・医療・福祉及び保育、教育、金融産業等の学外関係者で構成する連携推進協議会、センターの運営及び事業計画、成果等を審議する全教員及び事務職員によって構成される評議員会、センターの活動に対する外部評価を行う諮問会議を置く。</p> <p>地域課題の解決に資する研究及び先駆的实践を「課題研究」として、研究費を交付している。その成果は年報「地域と住民」等により広く社会に公表している。地域社会の教育的活用を図るワンストップ窓口として学生の地域活動を支援するため、ボランティア等地域活動の情報収集及び情報提供を行っている。また、ケア専門職の継続教育や市民の生涯学習に資するために公開講座・セミナー等を開催している。地域と大学との橋渡し拠点として、関係機関等との共同研究・事業を推進するため、教員の教育研究活動やセンターの活動をわかりやすい内容・表現で紹介する電子ブック「教員シーズ集」、広報誌「ケア研タイムス」を公表・配布している。公式ホームページ、SNS等や紙媒体を使い、センターの活動、研究成果の公表等の情報発信を積極的に行っている。</p> <p>地域の中長期的な課題に取り組んだ事例は、援農有償ボランティア事業、なよろ子ども支援プロジェクト、上川北部発達支援連携推進事業、士別市多寄地区における買物環境づくり、産学官民連携によるレシピ開発、高齢者フレイル予防教室等、多数ある。これらの成果は、センター年報等に公表している他、新聞等のメディアにも多く取り上げられ、学会等をはじめ社会においても高く評価されている。</p>
<b>自己評価</b>	<p>本学は、地域課題の解決と人材育成を目的としてコミュニティケア教育研究センターを設置し、地域との連携・協働に基づく教育研究活動を推進している。企画運営会議、評議員会、連携推進会議及び諮問会議により体系的・継続的な評価・改善を行い、活動の成果は年報等で広く公表している。援農ボランティア事業やなよろ子ども支援プロジェクト等、地域の中長期的課題に応える取り組みも多数展開されており、学内外から高く評価されている。今後は、成果の定量的な把握、分析や諮問会議等による外部評価の活用が課題である。</p>
<b>関連資料</b>	<p><a href="#">名寄市立大学コミュニティケア教育研究センター規程</a>  <a href="#">名寄市立大学コミュニティケア教育研究センター課題研究に関する規程</a>  <a href="#">コミュニティケア教育研究センター年報「地域と住民」</a>  <a href="#">電子ブック「教員シーズ集」</a>  <a href="#">広報誌「ケア研タイムス」</a>  <a href="#">2024年度市民公開講座実施報告</a></p>

<b>タイトル (No. 4)</b>	援農有償ボランティア事業による食農教育と地域理解
<b>取組の概要</b>	<p>名寄市立大学援農有償ボランティア事業は、学生による有償ボランティアを通じて地域の農業を支援することにより、農家・学生がそれぞれ役割を持ち、互いに成果を得ながら理解を深めていくことを目的としている。単なる農業アルバイトではなく、農と食のつながりを理解する「食農教育」を担当する意識を農家が持って学生に接する点が特徴である。学生の農村部における生活環境への理解を深める教育アプローチであるとともに、地域産業の大きな課題である労働力不足への支援として、地域課題の解決を図る研究アプローチでもある。</p>
<b>取組の成果</b>	<p>道北地域の農業従事者から名寄市や農業関連団体に寄せられた労働力不足への対応・支援の要請を受け、試験的実施を経て、コミュニティケア教育研究センター、名寄市経済部農務課、JA道北なよろを運営主体として、2018年度に「名寄市立大学援農アルバイト事業」（現在、名寄市立大学援農有償ボランティア事業）を開始した。</p> <p>「食」は全ての人にとって普遍的課題である。農村と都市との関係性が希薄化する昨今、「食」が「農（業）」によって支えられていることに対する認識が乏しい学生が増えている。援農有償ボランティア事業への参加により、食を支えるため農家が不断の努力を続けていることや商品として並ぶ野菜が選別されたごく一部の優良品であることに直面する。これを学生が自らの手と目で学ぶ経験は、学科を問わず重要である。また、農村部での作業や生活を見学・体験することで、普段学ぶことのできない生活実態を認識し、その背景を知ることはその後のケア専門職としての学びの基礎となる。</p> <p>本学が位置する道北地域では、人口減少による人手不足が全産業で生じている。とりわけ農業における労働力不足は深刻である。輸出品との競合関係から農産物価格を十分に引き上げられないため、労働賃金を上げて人材を募集することができない。本事業は、労働賃金だけでなく、食農教育を提供するという異なったアプローチから人材を提供している。地域課題の解決に資する研究及び社会実装実験の側面を持っており、コミュニティケア教育研究センターが実施主体となり、地域のさまざまな主体と連携して事業を実施している。本事業を通じて大学と農業・農村の関係性がさらに深まっている。</p> <p>2018年度の開始以来、延べ参加学生数は550名以上となり、毎年度1年生の約1/4が参加する取り組みであり、募集数を応募数が上回る状況が続いている。参加学生の8割程度が今後も「積極的に参加してみたい」「参加してみたい」と回答しており、事業に対する学生の満足度も高い。また、この取り組みは広く社会においても高く評価され、北海道開発局の「わが村は美しく～北海道」運動第11回コンクールにおいて優秀賞を受賞している。</p>
<b>自己評価</b>	<p>援農有償ボランティア事業は、農業人材不足という地域課題に対して、食農教育を通じた人材提供という新たな視点から取り組んでいる。開始以来、数多くの学生が参加しており、アンケート回答における学生の満足度も高い。地域の農業者等との連携による教育効果も高く、ケア専門職養成における意義は大きい。教育成果・研究成果は、コミュニティケア教育研究センター年報をはじめ、学会等で発表しており、北海道開発局主催のコンクールにおいて優秀賞を受賞する等、社会的にも高く評価されている。</p>
<b>関連資料</b>	<p>今野聖士(2024)：<u>名寄市立大学援農有償ボランティア事業の現状—学生アンケート結果の推移と心理的報酬強化の取り組みの観点から—</u>. 名寄市立大学コミュニティケア教育研究センター年報，8，45-53.</p> <p>今野聖士(2022)：<u>有償援農ボランティア事業における学生の参加意識の特徴とその変遷</u>. 名寄市立大学コミュニティケア教育研究センター年報，6，23-32.</p> <p>今野聖士(2021)：<u>コロナ禍における有償援農ボランティア事業の運営方式と課題</u>. 名寄市立大学コミュニティケア教育研究センター年報，5，17-26.</p> <p>今野聖士(2020)：<u>援農有償ボランティア事業の運営実態と今後の展望</u>，名寄市立大学コミュニティケア教育研究センター年報，4，33-40.</p> <p>今野聖士(2019)：<u>援農ボランティア事業の実施に係る経緯と展開</u>. 名寄市立大学コミュニティケア教育研究センター年報，3，31-40.</p>

<b>タイトル</b> (No. 5)	教育研究活動を支える教職協働に向けた FD・SD 研修
<b>取組の概要</b>	<p>本学においては、教員組織と事務局の各所管課が直結もしくは合同する組織により教育研究活動及び大学運営を行っており、教職協働体制は実現している。さらなる充実を目指し、教員と職員が課題意識や解決の方向性、人的資源を共有して協議を重ね、大学事務職員の経験を有し、大学における職員の役割や能力の向上、教職協働に多くの経験と高い知見を有する講師を招聘し、教員対象研修、職員対象研修、合同研修を合わせて実施した。今後、さらなる充実を図る予定である。</p>
<b>取組の成果</b>	<p>本学は、事務局長を責任者とする事務局制度である一方、事務局長が教員組織である教授会及び部局長会議において構成員に位置づけられている。また、教育を所管する教員組織である教務委員長が教務部長を、厚生補導・学生支援を所管する教員組織である学生委員長が学生部長を兼ね、教員組織と事務局の各所管課が直結する組織となっている。本学の教育研究活動の基盤となる地域社会との橋渡し拠点であるコミュニティケア教育研究センター、入試運営及び入試広報を所管する入試センター会議、研究活動において重要な役割を担う倫理委員会、教育研究及び大学運営に関する情報分析及び政策提言を行う IR 推進室等、大学運営において重要な役割を担う部局等においても、教員組織と職員組織が直結もしくは合同する同様の組織体制がとられている。さらに、研究成果の継続的な創出への取り組みとして、教職協働による研究成果創出支援プロジェクトを 2025 年度より開始する予定である。教員が優れた研究成果を継続的に創出する環境整備の一環として、教育、研究及び大学運営において職員が主体的に活動できる環境の整備を目指す。</p> <p>すでに教職協働に取り組みやすい体制が実現していると言えるが、教育研究活動におけるさらなる教職協働の強化、充実を図るため、教員の授業の内容及び方法の改善を図り、研究活動の活性化を図るための組織的な研修を実施するとともに、事務職員の職能開発を図るための組織的な研修を実施しており、年度計画に基づき実施する FD・SD 研修のほとんどを教員及び職員の合同研修としている。2024 年度においては、FD・SD 研修において、大学事務職員の経験を有し、大学における職員の役割や能力の向上、教職協働に多くの経験と高い知見を有する講師を招聘し、教員対象研修、職員対象研修、合同研修を合わせて実施した。これらの研修プログラムの立案、計画、実施及び評価、改善全てのプロセスにおいて、教員と職員が課題意識や解決の方向性、人的資源を共有し、協議を重ね、共通理解を図りながら実施した。アンケート結果からは、職員の行動・態度の変容における有効性は期待されたが、教員にとっては教育・研究、日常業務への活用や行動・態度の変容に直接つながる内容ではなかったことが示唆されており、さらに多様な学習ニーズに対応した研修企画が必要である。</p> <p>本学は、法人格を有さず名寄市が設置主体となっている。職員は名寄市職員であり、他部署同様に異動によって大学事務局に配属される。数年の配属期間のなかで、大学の特性を理解し、長期的視点に立って目標・計画を定め、現状の分析に基づき、主体的行動をとることは容易ではない。だからこそ、配属から育成、評価の人事マネジメントシステムを組織的かつ計画的に機能させ、職員のモチベーション維持・向上、大学職員としての能力・資質向上とその市職員としてのキャリア形成への活用を図る必要がある。</p> <p>2024 年度の実施・評価をふまえて、より戦略的に教職協働の FD・SD 研修を実施するとともに、近隣大学との FD・SD に関するアライアンス構築を目指して、研修の一部を公開研修とする予定である。</p>
<b>自己評価</b>	<p>本学は、教員・職員が協働できる組織体制を有しており、FD・SD 研修もその体制を活かして合同で実施している。2024 年度には、教職協働に多くの経験と高い知見を有する講師を招聘し、教員対象研修、職員対象研修、合同研修を実施した。今後は、アンケート結果をふまえ、多様な学習ニーズに対応した研修計画としていく。市職員として配属される職員のキャリア形成にも資する人材育成に取り組んでおり、今後は研修の公開を通じて教職協働の質的強化と他大学とのアライアンス構築を目指す。</p>
<b>関連資料</b>	<a href="#">組織図及び各委員会等規程</a> 2024 年度 FD・SD 研修実施要項 2024 年度 FD・SD 研修総括



認証評価共通基礎データ様式【改正前基準】【大学(専門職大学含む)用】様式1(2025年5月1日現在)

事項		記入欄										備考										
大学の名称		名寄市立大学																				
学校本部の所在地		北海道名寄市西4条北8丁目1番地																				
教育研究組織	学部・学科等の名称		開設年月日		所在地						備考											
	保健福祉学部栄養学科		2006.4.1		北海道名寄市西4条北8丁目1番地																	
	保健福祉学部看護学科		2006.4.1		同上																	
	保健福祉学部社会福祉学科		2006.4.1		同上																	
	保健福祉学部社会保育学科		2016.4.1		同上																	
大学院課程	研究科・専攻等の名称		開設年月日		所在地						備考											
専門職学位課程	研究科・専攻等の名称		開設年月日		所在地						備考											
別科等	別科・専攻科・附置研究所等の名称		開設年月日		所在地						備考											
	保健福祉学部教養教育部		2006.4.1		北海道名寄市西4条北8丁目1番地																	
学生募集停止中の学部・研究科等 <input type="checkbox"/> 学部 <input type="checkbox"/> 学科 (年度学生募集停止、在学生数 人)																						
教員組織	学部・学科等の名称		専任教員等										備考									
			教授		准教授		講師		助教		計		基準数		うち教授数		助手		非常勤教員		専任教員一人あたりの在籍学生数	
	保健福祉学部・栄養学科		8人		3人		2人		4人		17人		8人		4人		2人		11人		10.1人	
	保健福祉学部・看護学科		6人		1人		5人		7人		19人		12人		6人		3人		35人		11.9人	
	保健福祉学部・社会福祉学科		4人		5人		5人		2人		16人		12人		6人		0人		27人		12.7人	
	保健福祉学部・社会保育学科		5人		5人		5人		0人		15人		8人		4人		0人		32人		11.8人	
	その他の組織等(教養教育部)		5人		2人		1人		0人		8人		1人		1人		0人		13人		—	
	(大学全体の取容定員に応じた教員数)		—		—		—		—		—		12人		6人		—		—		—	
	計		28人		16人		18人		13人		75人		52人		26人		5人		118人		—	
	大学院課程	研究科・専攻等の名称		研究指導教員及び研究指導補助教員										備考								
		研究指導教員		うち教授数		研究指導補助教員		計		研究指導教員基準数		うち教授数		研究指導補助教員基準数		基準数計		助手		非常勤教員		
計		0人		0人		0人		0人		0人		0人		0人		0人		0人		0人		
専門職学位課程	研究科・専攻等の名称		専任教員										備考									
			専任教員		うち教授数		うち実務家専任教員数		うちみなし専任教員数		基準数		うち教授数		うち実務家専任教員数		うちみなし専任教員数		助手		非常勤教員	
	計		0人		0人		0人		0人		0人		0人		0人		0人		0人		0人	
校地等	区分		基準面積		専用		共用		共用する他の学校等の専用		計		備考									
	校舎敷地面積		—		42440 m <sup>2</sup>		0 m <sup>2</sup>		0 m <sup>2</sup>		42440 m <sup>2</sup>											
	運動場用地		—		29633 m <sup>2</sup>		0 m <sup>2</sup>		0 m <sup>2</sup>		29633 m <sup>2</sup>											
	校地面積計		7600 m <sup>2</sup>		72073 m <sup>2</sup>		0 m <sup>2</sup>		0 m <sup>2</sup>		72073 m <sup>2</sup>											
	その他		—		1547 m <sup>2</sup>		0 m <sup>2</sup>		0 m <sup>2</sup>		1547 m <sup>2</sup>											
校舎等	区分		基準面積		専用		共用		共用する他の学校等の専用		計		備考									
	校舎面積計		13220 m <sup>2</sup>		27271 m <sup>2</sup>		0 m <sup>2</sup>		0 m <sup>2</sup>		27271 m <sup>2</sup>											
	学部・研究科等の名称		室数		室数		室数		室数		室数											
	保健福祉学部		74室		74室		0室		0室		74室											
	教員研究室		室数		室数		室数		室数		室数											
施設・設備等	区分		講義室		演習室		実験演習室		情報処理学習施設		語学学習施設		備考									
	保健福祉学部		24室		19室		18室		3室		0室											
			室		室		室		室		室											
			室		室		室		室		室											
			室		室		室		室		室											
図書館・図書資料等	図書館等の名称		面積		閲覧座席数		電子ジャーナル(うち国外)		備考													
	大学図書館		2515.14 m <sup>2</sup>		200席		22 [ 22 ] 種															
			m <sup>2</sup>		席		[ ] 種															
			m <sup>2</sup>		席		[ ] 種															
	図書(うち外国書)		110947 [ 7148 ] 冊		156 [ 22 ] 種		22 [ 22 ] 種															
計		110947 [ 7148 ] 冊		156 [ 22 ] 種		22 [ 22 ] 種																
体育館	区分		面積		備考																	
	多目的ホール		1136.8 m <sup>2</sup>																			

認証評価共通基礎データ様式【改正前基準】【大学(専門職大学含む)用】様式2(2025年5月1日現在)

学部名	学科名	項目	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	入学定員に対する平均比率	備考
保健福祉学部	栄養学科	志願者数	127	121	126	93	96		
		合格者数	48	49	49	45	48		
		入学者数(A)	40	40	43	43	45		
		入学定員(B)	40	40	40	40	40	106%	
		入学定員充足率(A/B)	100%	100%	108%	108%	113%		
		在籍学生数(C)	164	163	166	165	171		
		収容定員(D)	160	160	160	160	160		
	収容定員充足率(C/D)	103%	102%	104%	103%	107%			
	看護学科	志願者数	197	199	249	159	209		
		合格者数	55	62	59	61	60		
		入学者数(E)	50	52	52	58	58		
		入学定員(F)	50	50	50	50	50	108%	
		入学定員充足率(E/F)	100%	104%	104%	116%	116%		
		在籍学生数(G)	201	206	209	220	226		
		収容定員(H)	200	200	200	200	200		
	収容定員充足率(G/H)	101%	103%	105%	110%	113%			
	社会福祉学科	志願者数	148	138	111	105	111		
		合格者数	62	60	65	49	64		
		入学者数(I)	52	50	53	44	59		
		入学定員(J)	50	50	50	50	50	103%	
		入学定員充足率(I/J)	104%	100%	106%	88%	118%		
		在籍学生数(K)	208	203	208	200	203		
		収容定員(L)	200	200	200	200	200		
	収容定員充足率(K/L)	104%	102%	104%	100%	102%			
	社会保育学科	志願者数	140	93	112	84	67		
		合格者数	60	55	52	55	47		
		入学者数(M)	54	45	46	50	39		
		入学定員(N)	50	50	50	50	50	94%	
入学定員充足率(M/N)		108%	90%	92%	100%	78%			
在籍学生数(O)		205	203	197	195	177			
収容定員(P)		200	200	200	200	200			
収容定員充足率(O/P)	103%	102%	99%	98%	89%				
保健福祉学部 合計	志願者数	612	551	598	441	483			
	合格者数	225	226	225	210	219			
	入学者数(Q)	196	187	194	195	201			
	入学定員(R)	190	190	190	190	190	102%		
	入学定員充足率(Q/R)	103%	98%	102%	103%	106%			
	在籍学生数(S)	778	775	780	780	777			
	収容定員(T)	760	760	760	760	760			
	収容定員充足率(S/T)	102%	102%	103%	103%	102%			

<編入学>

学部名	学科名	項目	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	備考
保健福祉学部	栄養学科	入学者数(2年次)						
		入学定員(2年次)						
		入学者数(3年次)						
		入学定員(3年次)	3	3	3	0	0	
	看護学科	入学者数(2年次)						
		入学定員(2年次)						
		入学者数(3年次)		1				
		入学定員(3年次)	5	5	5	0	0	
	社会福祉学科	入学者数(2年次)						
		入学定員(2年次)						
		入学者数(3年次)		1		1		
		入学定員(3年次)	7	7	7	0	0	
	社会保育学科	入学者数(2年次)						
		入学定員(2年次)						
		入学者数(3年次)						
		入学定員(3年次)	3	3	3	0	0	
保健福祉学部 合計	入学者数(2年次)	0	0	0	0	0		
	入学定員(2年次)	0	0	0	0	0		
	入学者数(3年次)	0	2	0	1	0		
	入学定員(3年次)	18	18	18	0	0		
	入学者数(4年次)	0	0	0	0	0		
	入学定員(4年次)	0	0	0	0	0		

[注]

- 1 学生を募集している学部・学科(課程)、研究科・専攻、専攻科・別科等ごとに行を追加して作成してください。  
なお、学部・学科等を追加する場合は、直下に追加しないと集計値がずれてしまうので、注意して下さい。
- 2 昼夜間講制をとっている学部については、昼間主コースと夜間主コースにそれぞれ分けて記入してください。
- 3 学部、学科の改組等により、新旧の学部、学科が併存している場合には、新旧両方を併記し、「備考」に記載してください。
- 4 学部・学科、研究科・専攻等が完成年度に達していない場合、その旨を備考に記載してください。
- 5 募集定員が若干名の場合は、「0」と記載し、入学者数については実入学者数を記載してください。
- 6 入学定員充足率は、入学定員に対する入学者の割合、収容定員充足率は、収容定員に対する在籍学生数の割合とってください。
- 7 入学定員に対する平均比率は、過去5年分の入学定員に対する入学者の比率を平均したものが自動計算されます。
- 8 最新年度の秋入学については別途確認します。
- 9 編入学の定員を設定している場合、上の表(<編入学>)の表ではない方の入学定員には、編入学の定員を加えないでください。
- 10 博士前期課程を看護課程として、博士後期課程を医学課程としている博士課程については、博士前期課程と博士後期課程にそれぞれ分けて記入してください。